

第23回恵那市都市計画審議会次第

日 時：平成30年2月2日（金）
午後1時30分～

場 所：恵那市役所 会議棟中会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 会議の成立

4. 会長あいさつ

5. 議事録署名者の指名

6. 議事審議

恵那市都市計画マスタープランの一部変更について 資料No, 1、2

7. その他

8. 閉 会

都市計画審議会の役割

都市計画審議会とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定にもとづき、本市の都市計画に関する事項について、市長の諮問に応じて調査・審議することを目的に設置されるものです。

「都市計画」はまちの将来の姿を決定するものであり、住民の生活にも大きな影響を及ぼすものです。このため、都市計画の決定は行政の判断だけではなく、学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員、住民の代表などにより構成される都市計画審議会の調査・審議を経ておこなわれることとなっております。

●都市計画審議会の役割は、都市計画法第 77 条の 2 の規定により、

■市が決定する都市計画について調査審議をすること

■市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議すること

■都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること

とされています。

具体的には、市決定である都市計画（用途地域、防火及び準防火地域、高度地区、地区計画、4 車線未満の道路〔ただし、国道、県道と重なる路線は除く〕、面積が 10ha 未満の公園や緑地など）について、市が都市計画の決定や変更を行う場合、その都市計画の案を審議し、審議会として都市計画決定・変更することが妥当であるか否かを決定します。

その後、市は、原案どおりの答申を受けた場合、県の同意又は協議を得、都市計画を決定・変更することとなります。

また、県が定める都市計画（市街化区域及び市街化調整区域、4 車線以上の道路、面積が 10ha 以上の公園や緑地など）について県が都市計画の決定や変更を行う場合、県からその都市計画の案に対し市の意見を求められますが、その際も、市の都市計画審議会で審議し、可・否を決定し、市の意見として県に回答することとなっています。

都市計画に関する事項について、住民の意見とともに、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえて立案していくことが望ましく、都市計画案の策定の段階や都市計画決定手続き以外の場面においても、都市計画審議会からの意見を求めていくことが必要となっております。（都市計画運用指針）

○恵那市都市計画審議会条例

平成17年1月25日条例第18号

恵那市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、恵那市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織、任期等)

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験のある者 5人以内

(2) 市議会の議員 5人以内

(3) 関係行政機関の職員又は市民を代表する者 2人以内

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第2項第1号に掲げる委員のうちから委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恵那市都市計画マスタープラン一部変更経過報告について

| 時 期 | 内 容 | 備 考 |
|----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 平成 28 年 6 月 23 日 | 恵那市都市計画審議会 | 都市計画マスタープラン 一部変更の概要説明 |
| 平成 29 年 3 月～4 月 | 岐阜県への事前相談 | 都市政策課事前相談 |
| 3 月 28 日 | 恵那市都市計画審議会 | 都市計画マスタープラン 一部変更の素案説明 |
| 4 月～8 月 | 岐阜県への下協議 | 都市政策課への下協議 |
| 10 月 2 日～13 日 | パブリックコメントの募 集 | 意見等：0 件 |
| 10 月～ 平成 30 年 1 月 | 岐阜県への事前調整 | 都市政策課及び関係各課 |
| 2 月 2 日 | 恵那市都市計画審議会(変 更内容の報告・審議) | 都市計画マスタープラン 一部変更案の報告・審議 |
| 3 月 | 都市計画マスタープラン 一部変更の決定・告示 | 都市計画審議会の決定を 受けて告示 |

※ 都市計画マスタープラン一部変更の決定後、告示します。

新

恵那市都市計画マスタープラン

計 画 書

恵 那 市

旧

資料No. 2

恵那市都市計画マスタープラン

計 画 書

恵 那 市

新

目次

| | |
|------------------------|----|
| 第1章 策定の目的と位置づけ | 1 |
| 1 策定の背景と目的 | 1 |
| 2 位置づけ | 2 |
| 3 目標年次 | 2 |
| 4 対象区域 | 3 |
| 5 構成 | 4 |
| 第2章 都市づくりの現状と課題 | 11 |
| 1 都市づくりの現状 | 11 |
| 2 都市づくりの課題 | 37 |
| 第3章 全体構想 | 39 |
| 1 都市づくりの基本理念と目標 | 39 |
| 2 将来都市像 | 41 |
| 3 都市づくりの分野別方針 | 49 |
| (1) 土地利用の方針 | 49 |
| (2) 交通施設の整備方針 | 56 |
| (3) 水と緑の保全・整備方針 | 59 |
| (4) 環境と景観の保全・整備方針 | 62 |
| (5) 安全・安心環境の整備方針 | 63 |
| 第4章 地域別構想 | 64 |
| 1 中央部地域 | 65 |
| 2 西部地域 | 73 |
| 3 北部地域 | 78 |
| 4 南部地域 | 82 |
| 第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて | 88 |
| 1 効果的な施策の実施 | 88 |
| 2 制度活用による計画推進 | 90 |

旧

目次

| | |
|------------------------|----|
| 第1章 策定の目的と位置づけ | 1 |
| 1 策定の背景と目的 | 1 |
| 2 位置づけ | 2 |
| 3 目標年次 | 2 |
| 4 対象区域 | 3 |
| 5 構成 | 4 |
| 第2章 都市づくりの現状と課題 | 10 |
| 1 都市づくりの現状 | 10 |
| 2 都市づくりの課題 | 36 |
| 第3章 全体構想 | 38 |
| 1 都市づくりの基本理念と目標 | 38 |
| 2 将来都市像 | 40 |
| 3 都市づくりの分野別方針 | 48 |
| (1) 土地利用の方針 | 48 |
| (2) 交通施設の整備方針 | 55 |
| (3) 水と緑の保全・整備方針 | 58 |
| (4) 環境と景観の保全・整備方針 | 61 |
| (5) 安全・安心環境の整備方針 | 62 |
| 第4章 地域別構想 | 63 |
| 1 中央部地域 | 64 |
| 2 西部地域 | 72 |
| 3 北部地域 | 77 |
| 4 南部地域 | 81 |
| 第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて | 87 |
| 1 効果的な施策の実施 | 87 |
| 2 制度活用による計画推進 | 89 |

新

2 位置づけ

- 恵那市都市計画マスタープランは、「第2次恵那市総合計画」、および岐阜県が定める「恵那市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（恵那市都市計画区域マスタープラン）」に即し、他の分野別計画などと整合性を確保しながら定めるものです。（図 1-1）
- 今後、恵那市における都市計画の決定・変更は、恵那市都市計画マスタープランに即して行うものとします。
- さらに、都市計画区域内外における都市計画制度に基づかない都市づくりの取り組みについても、恵那市都市計画マスタープランを一つの指針とします。

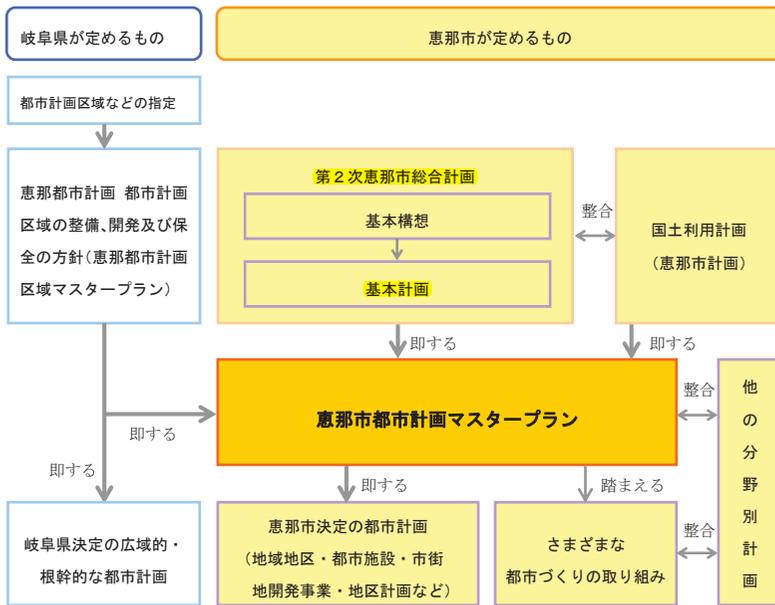


図 1-1 恵那市都市計画マスタープランの位置づけ

3 目標年次

- おおむね 20 年後の平成 42 年を目標年次として、都市づくりに関する基本的な方向性を示します。ただし、第2次恵那市総合計画の改訂や社会経済情勢の変化などに対応して、必要に応じて適宜見直しを行い、特にリニア中央新幹線駅の整備に伴う見直しについて 2、3 年後を目途に行うこととします。

旧

2 位置づけ

- 恵那市都市計画マスタープランは、「恵那市総合計画」、および岐阜県が定める「恵那市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（恵那市都市計画区域マスタープラン）」に即し、他の分野別計画などと整合性を確保しながら定めるものです。（図 1-1）
- 今後、恵那市における都市計画の決定・変更は、恵那市都市計画マスタープランに即して行うものとします。
- さらに、都市計画区域内外における都市計画制度に基づかない都市づくりの取り組みについても、恵那市都市計画マスタープランを一つの指針とします。

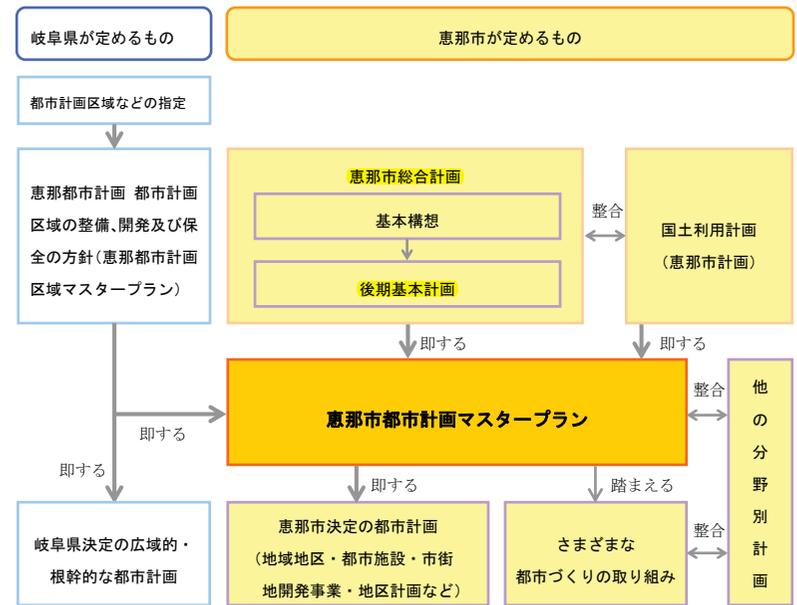


図 1-1 恵那市都市計画マスタープランの位置づけ

3 目標年次

- おおむね 20 年後の平成 42 年を目標年次として、都市づくりに関する基本的な方向性を示します。ただし、恵那市総合計画の改訂や社会経済情勢の変化などに対応して、必要に応じて適宜見直しを行い、特にリニア中央新幹線駅の整備に伴う見直しについて 2、3 年後を目途に行うこととします。

参考：上位計画の整理

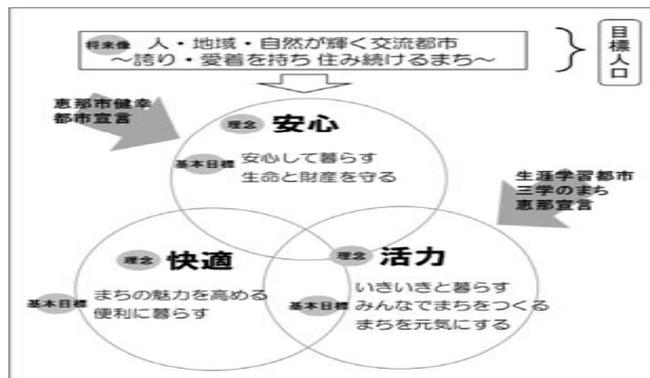
1 第2次恵那市総合計画（基本構想・基本計画）

総合計画は、市政運営における最上位の計画であり、地域特性を生かしながら、まちの将来像を実現するための具体的な施策を明らかにするものです。「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成されています。

- 策定年月
 - ・基本構想→平成 28 年 3 月、基本計画→平成 28 年 3 月
- 計画期間
 - ・基本構想→平成 28 年度～平成 37 年度、前期基本計画→平成 28 年度～平成 32 年度
- 基本構想の体系
 - ・基本構想は、「将来像」、「理念」、「基本目標」で構成します。
 - ☑ 将来像：目指すまちの姿であり、計画の最終目標です。
 - ☑ 理念：将来像を実現するために必要な基盤となる分野です。
 - ☑ 基本目標：それぞれの理念がどのような姿になるべきかを示します。

※「理念」や「基本目標」は独立した柱ではなく、それぞれが重なり影響し合う“分野的なもの”と考えます。（図参-1）

【基本構想の体系】



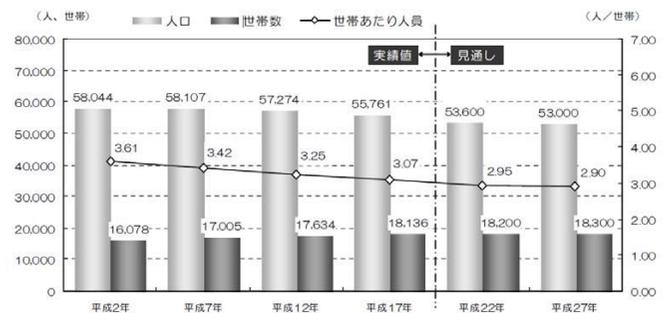
図参-1

参考：上位計画の整理

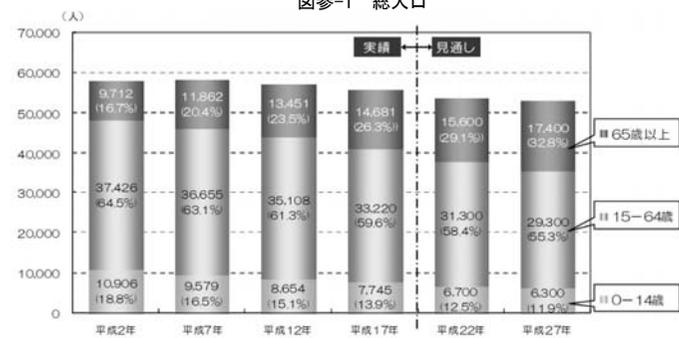
1 恵那市総合計画（基本構想・後期基本計画）

総合計画は、市政運営における最上位の計画であり、地域特性を生かしながら、まちの将来像を実現するための具体的な施策を明らかにするものです。「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成されており、基本構想については議会の議決を経ています。

- 策定年月：基本構想→平成 18 年 3 月、後期基本計画→平成 22 年 9 月
- 計画期間：基本構想→平成 18 年度～平成 27 年度、後期基本計画→平成 23 年度～平成 27 年度
- 将来像：人・地域・自然が調和した交流都市 ～次の世代へつなげるまちづくり～
- 基本指標：平成 27 年における目標人口 53,000 人 18,300 世帯（図参-1、図参-2）



図参-1 総人口

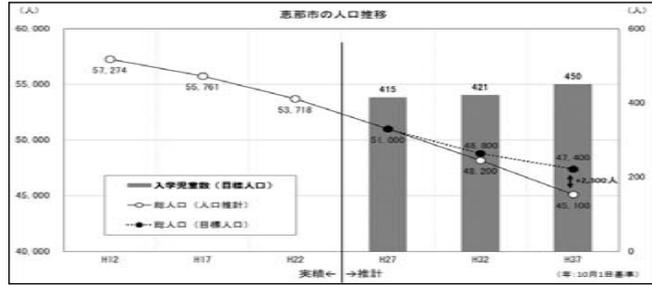


図参-2 年齢3階級人口

新

○将来像（目指すまちの姿）と目標人口

- ・人・地域・自然が調和した 交流都市 ～誇り・愛着を持ち住み続けるまち～
- ・平成37年の目標人口：47,400人（図参-2）
⇒47,400人は、「各地域の維持＝小学校の存続」に向けた目標です。



図参-2

○理念（将来像を実現するために必要な分野）

将来像を実現するために必要な分野として、3つの理念を定めます。

| | |
|----|---------------------------------|
| 安心 | 個人や地域の実情に対応し、安心して暮らせるまちをつくる |
| 快適 | まちの魅力を高め、便利に暮らすことができる |
| 活力 | まちの元気（人・団体・企業・地域など）が連携し、活力を生み出す |

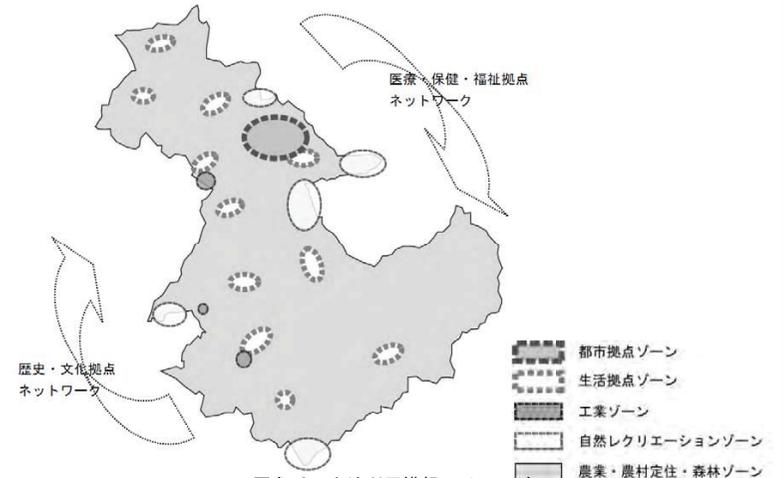
○基本目標（理念のあるべき姿）

理念のあるべき姿として、7つの基本目標を定めます。

| 理念 | 基本目標 | 内容 |
|----|------------|---|
| 安心 | 安心して暮らす | ■日常生活での安心 子育て・雇用・健康など、日常生活で安心を得る |
| | 生命と財産を守る | ■災害・事故など突発的な不安の解消 防災・防犯・交通安全などにより、生命や財産を守る |
| 快適 | まちの魅力を高める | ■誇り・愛着を持てるまち並み 恵那市ならではの自然や伝承文化などを活かし、誇りと愛着を育むまちを形成する |
| | 便利に暮らす | ■暮らしの基盤 生活の基盤を維持・向上し、便利な暮らしや、田舎ならではの不便さを楽しめる暮らしを送る |
| 活力 | いきいきと暮らす | ■生涯学習・ひとづくり 自らを高める力や社会とつながる力など、社会全体で人を育て |
| | みんなでまちをつくる | ■地域自治・まちづくり 地域自治力を高めるとともに、さまざまな人びとが連携し相乗効果を生み出す |
| | まちを元気にする | ■産業とまちの発展 地域資源・産業が連携してヒト・モノ・カネが循環する社会を形成し、外需を呼び込む |

旧

○土地利用構想：将来像の実現に向けて、各地域が均衡ある発展を成し、市全体が調和のとれたまちとなるよう、下図に掲げる通り、5つのゾーンと2つの拠点ネットワークにより、各地域の特性を生かした土地利用の推進に努めるものとしています。（図参-3）



図参-3 土地利用構想のイメージ

○主要プロジェクト：後期基本計画では、恵那市が重点的・優先的に取り組むべき主要プロジェクトとして、「人口減少対策プロジェクト」と「長期財政計画プロジェクト」が掲げられています。（図参-4）

| プロジェクト1 | プロジェクト2 |
|---|--|
| 人口減少対策プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもを生み・育てやすい環境の一層の向上（少子化対策） ● 健康寿命延伸の支援（健康寿命延伸対策） ● 郷土愛の醸成とまちの魅力づくり（魅力づくり対策） ● 安定した雇用の確保と起業・就業の促進（雇用対策） ● 住み続けられる定住環境の確保（移住・定住対策） | 長期財政計画プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ● 歳入の確保（持続可能な財政基盤の確立） ● 歳出の抑制・削減と効率化（無駄のない財政運営） ● 協働による市民サービスの充実（市民の力を生かす） ● 財政に対する市民の関心を高める（情報提供の充実） |

図参-4 人口減少対策プロジェクトと長期財政計画プロジェクト

○土地利用構想

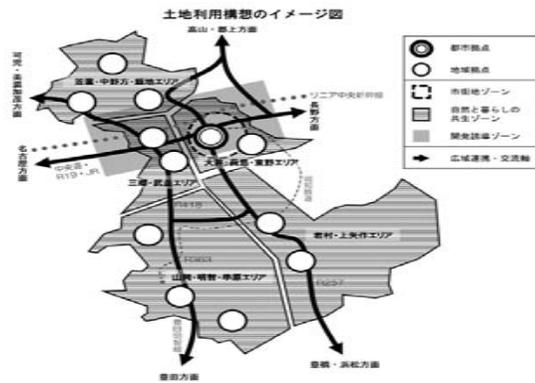
○将来像実現に向けた、全市的な土地利用の方向性を示します。

- ①各地域の特長を活かすため、地域の核となる拠点を形成し、住み続けられる地域づくりを進めます。また、隣接する地域でエリアを形成し、連携したまちづくりや地域資源の充実・活用を進めるとともに、包括的な土地利用を図ります。
- ②自然と暮らしの共生ゾーンでは、生活空間と農業・森林空間との共生を進めつつ移住・定住に向けた土地の有効活用を図ります。
- ③リニア効果や東西の広域連携・交流軸を活かすため、開発誘導ゾーン（都市化推進ゾーン）では、生活環境に配慮しながら、計画的に道路・住宅・産業立地などの開発を進めます。

【土地利用の方向】

| 区分 | 名称 | 方向性 |
|-----|-------------------|---|
| 拠点 | 都市拠点 | 都市機能を集積させつつ、市の中心的な役割を果たす拠点として整備を進める |
| | 地域拠点 | 各地域において、安心、快適で活力ある市民生活を営むための、まちづくりの拠点として整備を進める |
| ゾーン | 市街地ゾーン | 商業・業務地としての整備や良好な住宅地の創出等を図り、魅力とにぎわいのある市街地を形成する |
| | 自然と暮らしの共生ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ●生活空間:生活サービスの維持・充実を図り、住宅や商工業用地などと農地・自然が共生する環境を形成して移住・定住を促すとともに、各地域が互いに暮らしの機能を補完・連携していく ●農業・森林空間:山林・農地の適正な保全を進めるとともに、土地の有効活用を図る |
| | 開発誘導ゾーン（都市化推進ゾーン） | リニア効果や東西の広域連携・交流軸を活かすため、生活環境に配慮しながら、計画的に道路・住宅・産業立地等の開発を進める |
| 軸 | 広域連携・交流軸 | 幹線としての役割を持ち、他市等と広域的に交流できる軸 |

図参-3



図参-4

3 恵那都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(恵那都市計画区域マスタープラン)

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づき、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものです。

- 決定年月：平成22年9月
- 目標年次：平成32年
- 都市計画の目標

【都市づくりのテーマ】
【都市づくりの理念】

水と緑のまち 恵那

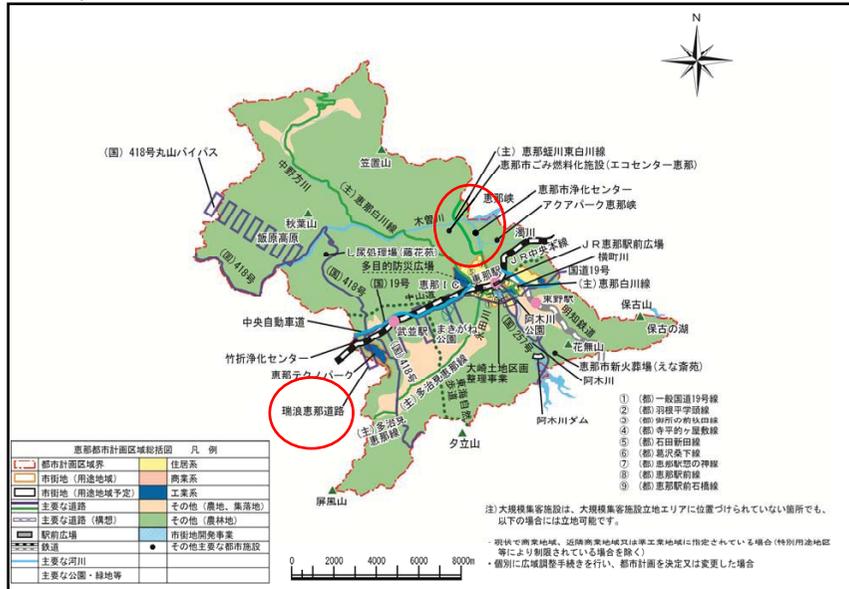
- ・恵まれた自然環境の活用とそれを後世に伝えるまちの創造
- ・地域資源を活用して豊かさを感じるまちの創造
- ・住む人が誇りに思い、訪れることが楽しめるまちの創造

【都市づくりの目標】

- ・自然共生都市の形成
- ・豊かさをはぐくむ都市の形成
- ・恵那らしさを生かした文化・交流拠点の形成

- 区域区分の決定の有無

本区域においては、市街地の拡大の可能性が低く、区域区分によらずとも良好な環境を有するコンパクトな市街地を形成することが可能なことから、区域区分を定めない。(図参-6)



図参-6 恵那都市計画区域総括図

3 恵那都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(恵那都市計画区域マスタープラン)

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づき、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものです。

- 決定年月：平成22年9月
- 目標年次：平成32年
- 都市計画の目標

【都市づくりのテーマ】
【都市づくりの理念】

水と緑のまち 恵那

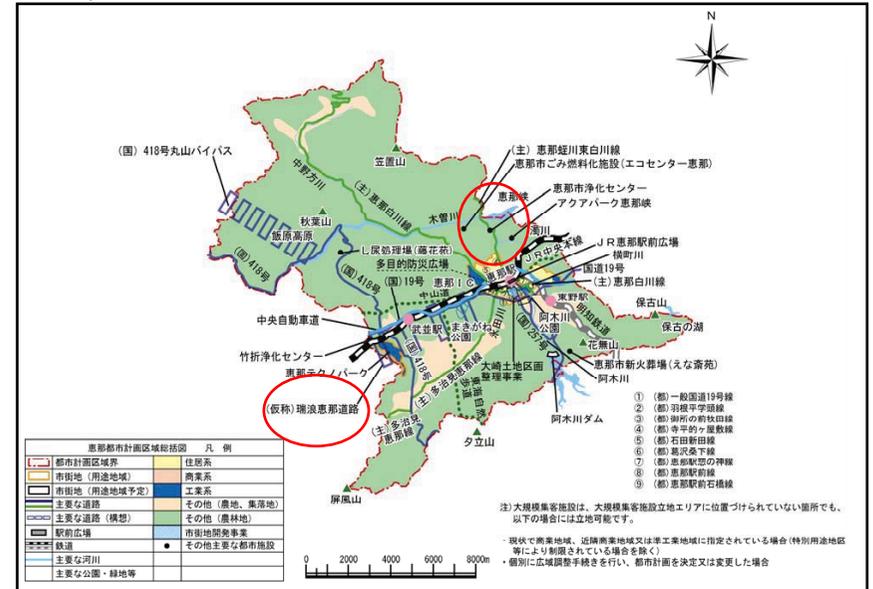
- ・恵まれた自然環境の活用とそれを後世に伝えるまちの創造
- ・地域資源を活用して豊かさを感じるまちの創造
- ・住む人が誇りに思い、訪れることが楽しめるまちの創造

【都市づくりの目標】

- ・自然共生都市の形成
- ・豊かさをはぐくむ都市の形成
- ・恵那らしさを生かした文化・交流拠点の形成

- 区域区分の決定の有無

本区域においては、市街地の拡大の可能性が低く、区域区分によらずとも良好な環境を有するコンパクトな市街地を形成することが可能なことから、区域区分を定めない。(図参-6)



図参-6 恵那都市計画区域総括図

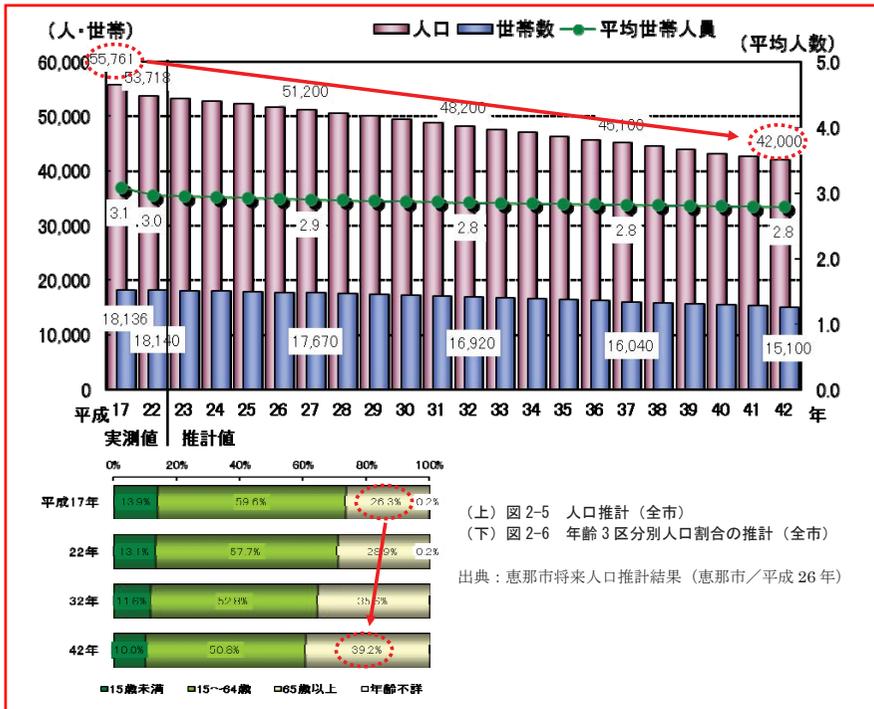
新

【世帯数は増加傾向にあるが、旧町村部では減少傾向】

○平成 22 年の世帯数は 18,140 世帯で、全市的には小世帯化の進展により増加傾向にありますが（平均世帯人員は 2.96 人／世帯）、旧恵那市および岩村町以外では減少傾向にあります。

【今後 20 年間で人口と世帯数は大幅に減少、高齢化率は大幅に上昇】

○おおむね 20 年後にあたる平成 42 年には、恵那市の人口は **42,000 人**（平成 17 年から **25%減**）、世帯数は **15,100 世帯（同 17%減）** となるものと推計されています。（図 2-5）
 ○また、高齢化率（65 歳人口比率）は平成 17 年の 26%から **39%** に上昇するものと推計されています。（図 2-6）



【人口減少と高齢化率の上昇に対応した都市計画が必要】

○今後の人口、世帯数の減少により今までの成長社会から成熟社会への転換が必要になります。特に市街地以外の生活拠点では人口減少による拠点機能の低下若しくは消滅も考えられるため周辺の生活拠点もあわせて補完関係を保ちながら生活拠点としての維持を図る必要があります。

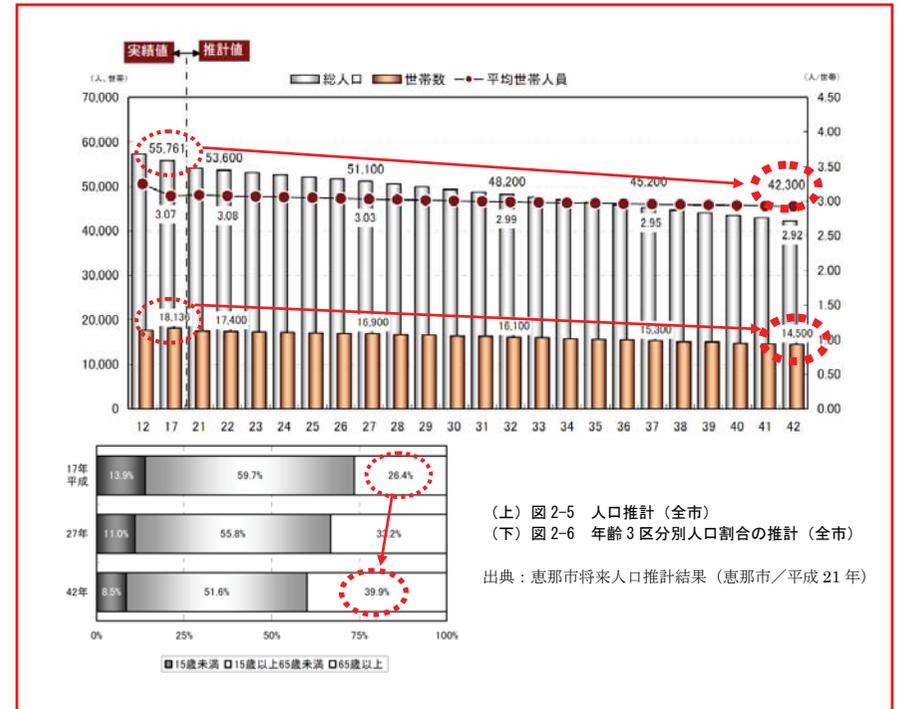
旧

【世帯数は増加傾向にあるが、旧町村部では減少傾向】

○平成 22 年の世帯数は 18,140 世帯で、全市的には小世帯化の進展により増加傾向にありますが（平均世帯人員は 2.96 人／世帯）、旧恵那市および岩村町以外では減少傾向にあります。

【今後 20 年間で人口と世帯数は大幅に減少、高齢化率は大幅に上昇】

○おおむね 20 年後にあたる平成 42 年には、恵那市の人口は **42,300 人**（平成 17 年から **24%減**）、世帯数は **14,500 世帯（同 20%減）** となるものと推計されています。（図 2-5）
 ○また、高齢化率（65 歳人口比率）は平成 17 年の 26%から **40%** に上昇するものと推計されています。（図 2-6）



【人口減少と高齢化率の上昇に対応した都市計画が必要】

○今後の人口、世帯数の減少により今までの成長社会から成熟社会への転換が必要になります。特に市街地以外の生活拠点では人口減少による拠点機能の低下若しくは消滅も考えられるため周辺の生活拠点もあわせて補完関係を保ちながら生活拠点としての維持を図る必要があります。

第3章 全体構想

1 都市づくりの基本理念と目標

(1) 都市づくりの基本理念

『第2次恵那市総合計画』では、恵那市のまちづくりを進めるにあたっての理念と目指すべき恵那市の将来像について、以下のように設定しています。

- 【理 念】 安心：個人や地域の実情に対応し、安心して暮らせるまちをつくる
 快適：まちの魅力を高め、便利に暮らすことができる
 活力：まちの元気（人・団体・企業・地域など）が連携し、活力を生み出す
- 【将来像】 人・地域・自然が輝く交流都市
 ～誇り・愛着を持ち住み続けるまち～

恵那市都市計画マスタープランでは、この第2次恵那市総合計画に掲げられた基本理念と将来像を踏まえつつ、都市づくりの課題の解消に向けて、基本理念を以下のように定めます。

【恵那市都市計画マスタープランの基本理念】

水と緑の豊かな地域の連携による
 持続可能な定住・交流都市への再構築

- 「水と緑の豊かな地域の」とは、恵那市の最大の魅力である自然環境を生かしながら、各地域で育まれてきた歴史文化を大切に、それぞれの地域の個性を磨くことが重要であることを示しています。
- 「連携による」とは、それぞれの地域が個性を生かしつつ、相互に補完、連携し合うことで、全体として調和のとれた都市づくりを進めることが重要であることを示しています。
- 「持続可能な」とは、地域や恵那市に対する故郷感を醸成し、将来の世代も恵那市に誇りをもって住み働き続けられる、または恵那市に住んでよかったと思われるような都市づくりを進めることが重要であることを示しています。
- 「定住・交流都市への再構築」とは、今後の本格的な人口減少・少子高齢化社会への対応を図り定住人口を確保するとともに、人と人、自然、地域社会の触れ合いを大切にしつつ、都市構造をはじめとした都市のあり方を少しずつ組み立て直していくことが重要であることを示しています。

第3章 全体構想

1 都市づくりの基本理念と目標

(1) 都市づくりの基本理念

『恵那市総合計画』では、恵那市のまちづくりを進めるにあたっての基本理念と目指すべき恵那市の将来像について、以下のように設定しています。

- 【基本理念】 ①人・地域・自然が共生するまちづくり
 ②地域を支える産業が活性化したまちづくり
 ③交流と共生の活力あるまちづくり
 ④市民と行政の協働による一体感あふれるまちづくり
- 【将来像】 「人・地域・自然が調和した 交流都市」

恵那市都市計画マスタープランでは、この恵那市総合計画に掲げられた基本理念と将来像を踏まえつつ、都市づくりの課題の解消に向けて、基本理念を以下のように定めます。

【恵那市都市計画マスタープランの基本理念】

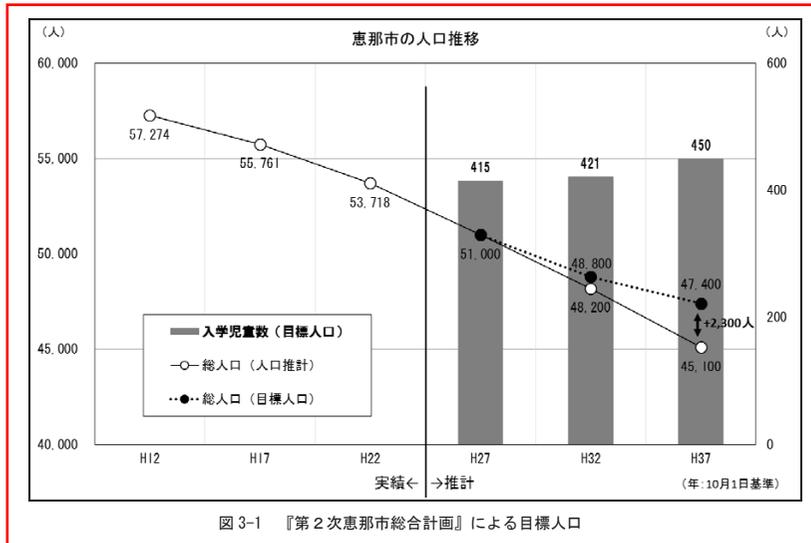
水と緑の豊かな地域の連携による
 持続可能な定住・交流都市への再構築

- 「水と緑の豊かな地域の」とは、恵那市の最大の魅力である自然環境を生かしながら、各地域で育まれてきた歴史文化を大切に、それぞれの地域の個性を磨くことが重要であることを示しています。
- 「連携による」とは、それぞれの地域が個性を生かしつつ、相互に補完、連携し合うことで、全体として調和のとれた都市づくりを進めることが重要であることを示しています。
- 「持続可能な」とは、地域や恵那市に対する故郷感を醸成し、将来の世代も恵那市に誇りをもって住み働き続けられる、または恵那市に住んでよかったと思われるような都市づくりを進めることが重要であることを示しています。
- 「定住・交流都市への再構築」とは、今後の本格的な人口減少・少子高齢化社会への対応を図り定住人口を確保するとともに、人と人、自然、地域社会の触れ合いを大切にしつつ、都市構造をはじめとした都市のあり方を少しずつ組み立て直していくことが重要であることを示しています。

2 将来都市像

(1) 将来人口

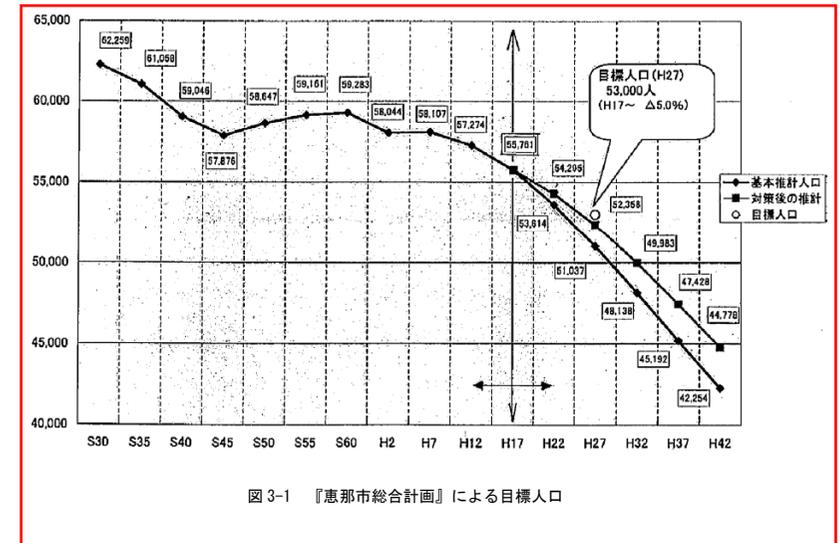
- 恵那市の人口は、昭和 60 年から減少し、平成 22 年には 53,718 人となっていますが、この傾向は今後も続くものと考えられます。
- 『第 2 次恵那市総合計画』では、こうした趨勢を踏まえつつ、**理念のあるべき姿として、7つの基本目標を定め、総合的なまちづくりを推進することの効果**を織り込み、平成 37 年における目標人口を 47,400 人と設定しています。
- 都市計画マスタープランにおいては、こうした総合計画における目標人口を踏まえつつ、概ね 20 年後の都市づくりに関する基本的な方向性を示すものとします。



2 将来都市像

(1) 将来人口

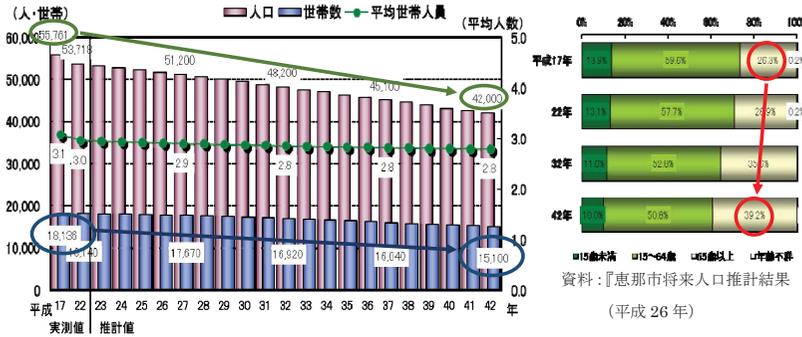
- 恵那市の人口は、昭和 60 年から減少し、平成 22 年には 53,718 人となっていますが、この傾向は今後も続くものと考えられます。
- 『恵那市総合計画』では、こうした趨勢を踏まえつつ、**子育て環境や快適な生活環境の整備、定住・交流基盤の整備、保健・福祉・医療環境、教育文化環境の充実など総合的なまちづくりを推進することの効果**を織り込み、平成 27 年における目標人口を 53,000 人と設定しています。
- 都市計画マスタープランにおいては、こうした総合計画における目標人口を踏まえつつ、概ね 20 年後の都市づくりに関する基本的な方向性を示すものとします。



■参考：平成42年の人口・世帯数・高齢化率の推計■

○『第2次恵那市総合計画』において目標人口を設定するにあたってとりまとめられた『恵那市将来人口推計結果』（平成26年）では、平成47年の人口は約38,900人（平成17年から30%減）、世帯数は約14,120世帯（同22%減）と推計されています。

○また、高齢化率は平成17年の約26%から約41%へと上昇するものと推計されています。



(2) 将来都市構造

○今後、人口の減少に加えて世帯数の減少も予想される中、基本的には都市や市街地の規模を拡大する必要性は小さい状況にあります。また、本格的な高齢化の進展、財政制約の高まり、地球環境問題の深刻化などに適切に対応した都市構造の形成を図る必要があります。

○こうした観点から、『第2次恵那市総合計画』に掲げられた「土地利用構想」の実現に向けて、次頁以降に掲げる「拠点」「軸」「ゾーン」を設定し、都市機能が集積した各地域の拠点が公共交通などによって連携した「拠点ネットワーク型都市構造」の形成を目指します。

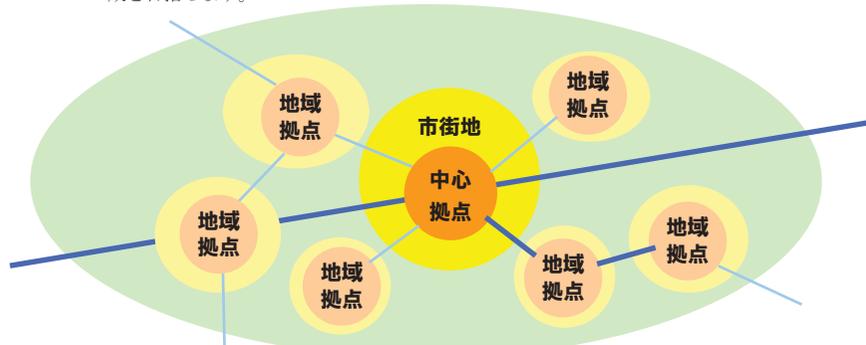
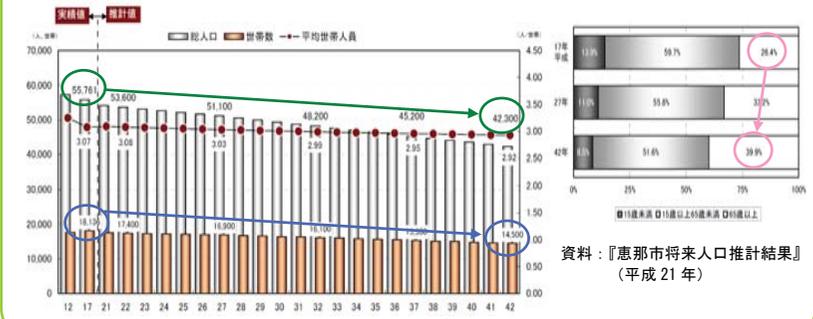


図 3-2 「拠点ネットワーク型都市構造」の模式図

■参考：平成42年の人口・世帯数・高齢化率の推計■

○『恵那市総合計画』において目標人口を設定するにあたってとりまとめられた『恵那市将来人口推計結果』（平成21年）では、平成42年の人口は約42,300人（平成17年から24%減）、世帯数は約14,500世帯（同20%減）と推計されています。

○また、高齢化率は平成17年の約26%から約40%へと上昇するものと推計されています。



(2) 将来都市構造

○今後、人口の減少に加えて世帯数の減少も予想される中、基本的には都市や市街地の規模を拡大する必要性は小さい状況にあります。また、本格的な高齢化の進展、財政制約の高まり、地球環境問題の深刻化などに適切に対応した都市構造の形成を図る必要があります。

○こうした観点から、『恵那市総合計画』に掲げられた「土地利用構想」の実現に向けて、次頁以降に掲げる「拠点」「軸」「ゾーン」を設定し、都市機能が集積した各地域の拠点が公共交通などによって連携した「拠点ネットワーク型都市構造」の形成を目指します。

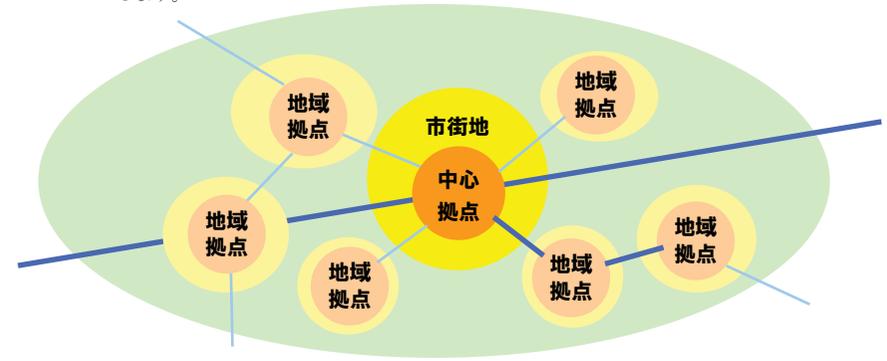


図 3-2 「拠点ネットワーク型都市構造」の模式図

②将来土地利用図

将来の土地利用の位置づけや拠点、軸を示したものが、図 3-4「将来土地利用図」となります。

ゾーン

- 恵那駅周辺の既存市街地を「市街地ゾーン」と位置づけ、既存の都市基盤施設を生かしつつ、土地の有効利用と建築物の建て替えを誘導することなどにより、良質な市街地を形成します。
- 「住宅・農地・森林共存ゾーン」は、生活拠点の公共交通の利便性の向上、生活基盤施設を充実することにより、人口と住宅、生活サービス機能の維持・集積を図りながら、土地利用規制・誘導を行い住宅などの無秩序な拡散を防止し、住宅と農地と森林が共存する地域環境を形成します。
- 「農業・農村・森林ゾーン」は、生活拠点の機能を維持しながら、農業・林業生産基盤の整備などを通じて農林業の活性化を図りつつ、農地や森林の保全に努め、農地と森林と集落が調和した地域環境を形成します。

拠点

- 恵那峡、保古の湖、阿木川湖、おりがわ湖、奥矢作湖の周辺、岩村の城下町、明智大正村及び道の駅などの施設を「観光・交流拠点」と位置づけ、自然環境や歴史文化資源の保全と活用を進め、地域資源を生かした都市と農村の交流拠点づくりを進めます。
- 恵那テクノパークなどの工業系用途地域および用途地域外の既存工業集積地を「工業拠点」と位置づけ、工業の活性化に資する基盤施設を整備改善し、優良企業の誘致、既存立地企業への支援の充実を図ります。

今後、新たに整備される国道 19 号瑞浪恵那道路の沿線では、流通経路等利便性向上を図られるため、恵那市西部地域である武並町、三郷町の周辺において、産業の拠点として、商工業を基盤とした工業団地開発による優良企業誘致の促進を行うと共に、住宅地、商業地の集積を進めます。また、市街地より東側にあたる岡瀬沢地区周辺においては、商工業を基盤とした工業団地の整備を進めると共に住宅地、商業地等の集積を図ります。

軸

- JR 中央本線及び明知鉄道の路線を「公共交通軸（鉄道）」と位置づけ、バスとの連絡強化などの各種支援を行い、利便性や快適性の向上を促進します。
- 中央自動車道、国道 19 号、国道 257 号、国道 418 号などを「自動車交通軸（骨格道路）」と位置づけ、自動車交通を支え、バス交通にも寄与する骨格道路として、新規整備や拡幅整備などを行います。
- 中山道をはじめとする旧街道、東海自然歩道を「歴史的街道軸」と位置づけ、歴史的建造物の活用や街並みを再生することにより、個性的な景観形成を支援します。
- 木曾川、土岐川、矢作川をはじめとする主要な河川を「水と緑のネットワーク軸」と位置づけ、安全性の向上に向けた施設改善を行うとともに、親水公園の整備などを行い市民の憩いの空間を形成します。

②将来土地利用図

将来の土地利用の位置づけや拠点、軸を示したものが、図 3-4「将来土地利用図」となります。

ゾーン

- 恵那駅周辺の既存市街地を「市街地ゾーン」と位置づけ、既存の都市基盤施設を生かしつつ、土地の有効利用と建築物の建て替えを誘導することなどにより、良質な市街地を形成します。
- 「住宅・農地・森林共存ゾーン」は、生活拠点の公共交通の利便性の向上、生活基盤施設を充実することにより、人口と住宅、生活サービス機能の維持・集積を図りながら、土地利用規制・誘導を行い住宅などの無秩序な拡散を防止し、住宅と農地と森林が共存する地域環境を形成します。
- 「農業・農村・森林ゾーン」は、生活拠点の機能を維持しながら、農業・林業生産基盤の整備などを通じて農林業の活性化を図りつつ、農地や森林の保全に努め、農地と森林と集落が調和した地域環境を形成します。

拠点

- 恵那峡、保古の湖、阿木川湖、おりがわ湖、奥矢作湖の周辺、岩村の城下町、明智大正村及び道の駅などの施設を「観光・交流拠点」と位置づけ、自然環境や歴史文化資源の保全と活用を進め、地域資源を生かした都市と農村の交流拠点づくりを進めます。
- 恵那テクノパークなどの工業系用途地域および用途地域外の既存工業集積地を「工業拠点」と位置づけ、工業の活性化に資する基盤施設を整備改善し、優良企業の誘致、既存立地企業への支援の充実を図ります。

軸

- JR 中央本線及び明知鉄道の路線を「公共交通軸（鉄道）」と位置づけ、バスとの連絡強化などの各種支援を行い、利便性や快適性の向上を促進します。
- 中央自動車道、国道 19 号、国道 257 号、国道 418 号などを「自動車交通軸（骨格道路）」と位置づけ、自動車交通を支え、バス交通にも寄与する骨格道路として、新規整備や拡幅整備などを行います。
- 中山道をはじめとする旧街道、東海自然歩道を「歴史的街道軸」と位置づけ、歴史的建造物の活用や街並みを再生することにより、個性的な景観形成を支援します。
- 木曾川、土岐川、矢作川をはじめとする主要な河川を「水と緑のネットワーク軸」と位置づけ、安全性の向上に向けた施設改善を行うとともに、親水公園の整備などを行い市民の憩いの空間を形成します。

新

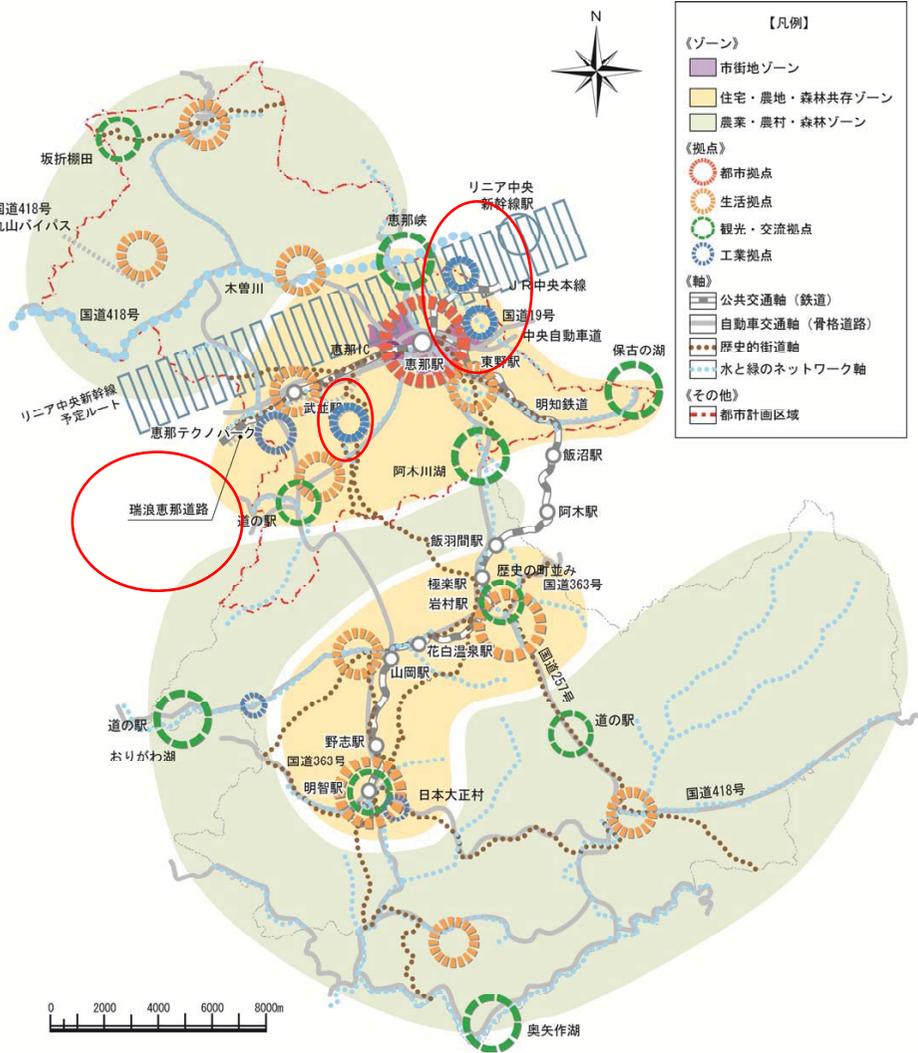


図 3-4 将来土地利用図

旧

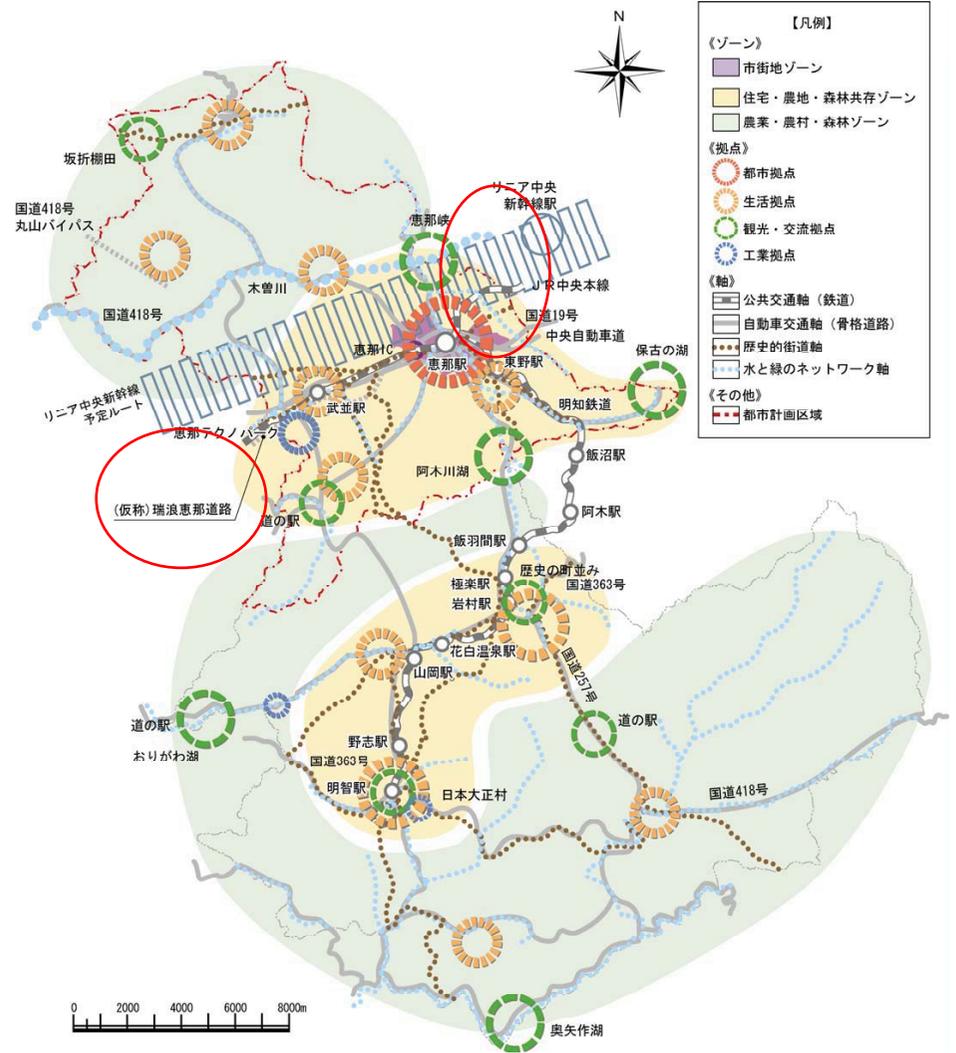


図 3-4 将来土地利用図

新

商業系

中心商業ゾーン

- J R 恵那駅南側に形成される商業地区においては、大規模店舗の出店や、幹線道路沿いの沿道型商業施設の立地もあり商業機能が低下傾向にあり、併せて密集市街地も見られるため防災、防火対策が必要です。
- 鉄道やバスのアクセスを生かした商業業務機能を集積し、安心な歩行空間を確保し、併せて中山道の歴史資源を生かし、歩いて楽しい、統一感と趣のある中心商業地区として、大規模店舗や沿道型商業施設とは違う恵那市の都市拠点として商業・業務機能、居住機能、歴史・文化・交流機能などの集積を図ります。

沿道商業ゾーン

- 都市計画道路一般国道 19 号線などの幹線道路の沿道に、沿道型の商業施設が立地しています。沿道型商業施設の立地の特性を生かし自動車利用者及び周辺居住者の利便性の向上を図ります。

業務ゾーン

- 官公庁施設などが集積する市役所周辺においては、各種行政施設を中心とする業務機能などを集積し、市民への行政サービスの充実や市民の文化・交流活動の促進などを図ります。

工業系

工業ゾーン

- 工業地区は、中央自動車道恵那インターチェンジ周辺地区、阿木川沿い、雀子ヶ根地区に位置づけられており、新たに岡瀬沢地区周辺に工業地区への位置づけを図ります。ここは中心市街地若しくはその周辺であり、居住環境との調和と効率的な工業地区の形成を図るため、市街地における既存企業の適地誘導を図り、住工混在地区の解消を進めます。

工業専用ゾーン

- 東濃圏域における拠点工業地である恵那テクノパークにおいては、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ操業環境の維持増進を図り、企業の誘致を図ります。
さらには、将来開通する国道19号瑞浪恵那道路沿線の武並町、三郷町周辺において、工業拠点として、工業団地開発による工業地区の形成を図り、優良企業の誘致促進を進めます。

旧

商業系

中心商業ゾーン

- J R 恵那駅南側に形成される商業地区においては、大規模店舗の出店や、幹線道路沿いの沿道型商業施設の立地もあり商業機能が低下傾向にあり、併せて密集市街地も見られるため防災、防火対策が必要です。
- 鉄道やバスのアクセスを生かした商業業務機能を集積し、安心な歩行空間を確保し、併せて中山道の歴史資源を生かし、歩いて楽しい、統一感と趣のある中心商業地区として、大規模店舗や沿道型商業施設とは違う恵那市の都市拠点として商業・業務機能、居住機能、歴史・文化・交流機能などの集積を図ります。

沿道商業ゾーン

- 都市計画道路一般国道 19 号線などの幹線道路の沿道に、沿道型の商業施設が立地しています。沿道型商業施設の立地の特性を生かし自動車利用者及び周辺居住者の利便性の向上を図ります。

業務ゾーン

- 官公庁施設などが集積する市役所周辺においては、各種行政施設を中心とする業務機能などを集積し、市民への行政サービスの充実や市民の文化・交流活動の促進などを図ります。

工業系

工業ゾーン

- 工場地区は、中央自動車道恵那インターチェンジ周辺地区、阿木川沿い、雀子ヶ根地区に位置づけられています。ここは中心市街地若しくはその周辺であり、居住環境との調和と効率的な工業地区の形成を図るため、市街地における既存企業の適地誘導を図り、住工混在地区の解消を進めます。

工業専用ゾーン

- 東濃圏域における拠点工業地である恵那テクノパークにおいては、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ操業環境の維持増進を図り、企業の誘致を図ります。

(2) 交通施設の整備方針

拠点ネットワーク型都市構造の形成に向けて、公共交通ネットワークの充実や利便性の向上、道路ネットワークの改善、人にやさしく歩いて楽しい地区交通環境の整備を行います。

①利便性の高い公共交通体系への再構築

- リニア中央新幹線の整備を促進するとともに、リニア中央新幹線駅の整備に合わせて、広域的な見地から道路整備などを検討し、同駅と市街地、南部地域と連絡する道路やバス体系など、恵那市の交通体系についても再検討します。
- 明知鉄道については、沿線地域の観光資源との連携やイベント列車の充実など、利用者増加への事業を支援します。
- 鉄道やバスの利便性を向上させるため、恵那駅前広場、駐車場、駐輪場などの整備・改良を検討します。

②拠点ネットワーク型都市構造の実現に向けた

道路ネットワークの改善など

- 交流人口の拡大や交通処理の円滑化などを図るため、**瑞浪恵那道路**の新設など、広域的な骨格道路の整備を促進します。(図 3-8 参照)
- 市街地を東西に走る鉄道や中央自動車道により、南北の道路が分断されている箇所について、道路改良や新たなバイパス機能のある道路について検討します。
- 良好な居住環境の形成や商業・業務活動の円滑化、都市景観の形成、防災性の強化などを図るため、(都)御所の前牧田線など市街地の骨格を形成する都市計画道路の整備を促進します。(図 3-9 参照)
- 未整備区間の都市計画道路については、社会経済情勢の変化などを踏まえつつ、拠点ネットワーク型都市構造の実現に支障のない範囲で、その必要性や配置などに関する見直しを行います。

③人にやさしく歩いて楽しい交通環境の整備

- 交通バリアフリー法に基づく重点整備地区に指定されている J R 恵那駅周辺はもとより、J R 武並駅や明知鉄道の各駅、主要なバス停の周辺、幹線道路をはじめとする主要な公共施設などについては、だれもが安全に安心して移動・行動できるように、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を図ります。
- 幹線道路では歩道の設置、街路樹の充実や電線類の地中化を進めるほか、特に中山道

(2) 交通施設の整備方針

拠点ネットワーク型都市構造の形成に向けて、公共交通ネットワークの充実や利便性の向上、道路ネットワークの改善、人にやさしく歩いて楽しい地区交通環境の整備を行います。

①利便性の高い公共交通体系への再構築

- リニア中央新幹線の整備を促進するとともに、リニア中央新幹線駅の整備に合わせて、広域的な見地から道路整備などを検討し、同駅と市街地、南部地域と連絡する道路やバス体系など、恵那市の交通体系についても再検討します。
- 明知鉄道については、沿線地域の観光資源との連携やイベント列車の充実など、利用者増加への事業を支援します。
- 鉄道やバスの利便性を向上させるため、恵那駅前広場、駐車場、駐輪場などの整備・改良を検討します。

②拠点ネットワーク型都市構造の実現に向けた

道路ネットワークの改善など

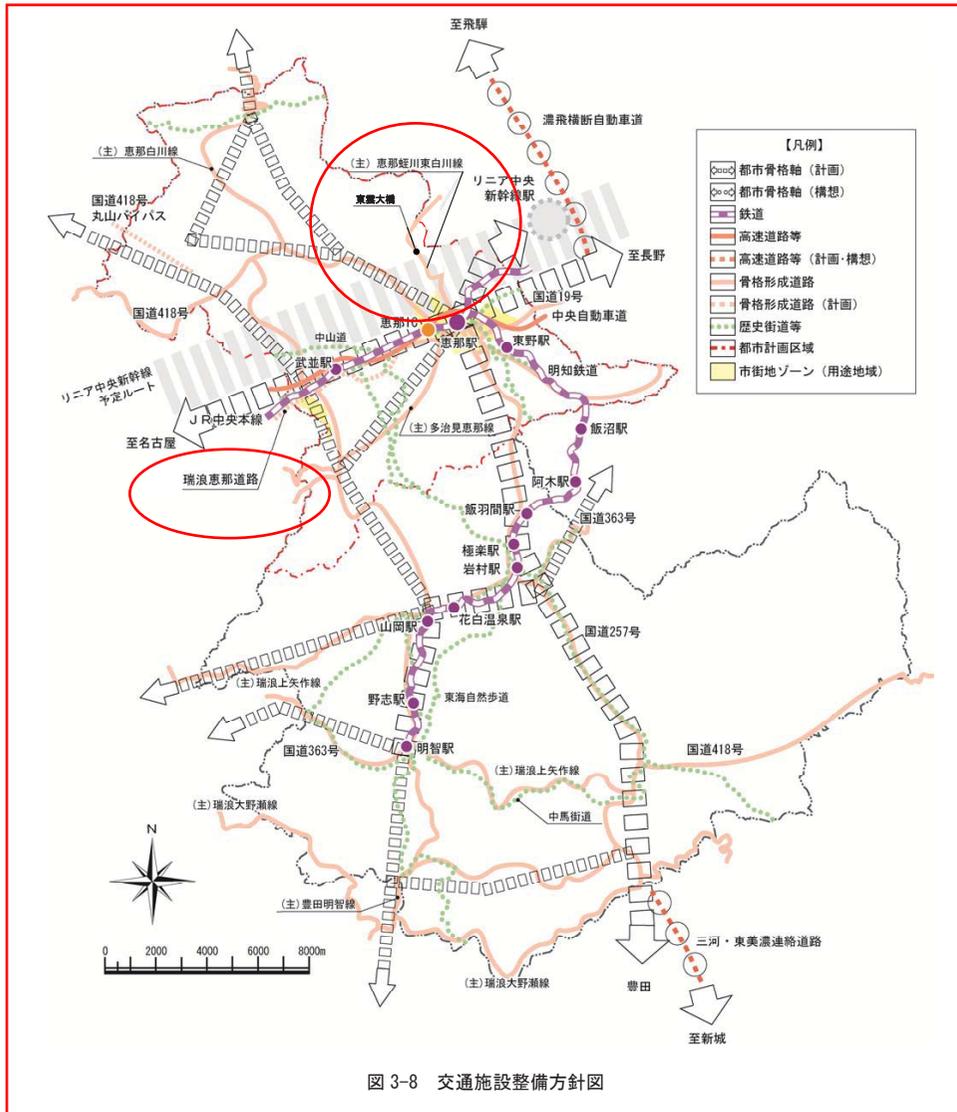
- 交流人口の拡大や交通処理の円滑化などを図るため、**(仮称)瑞浪恵那道路**の新設など、広域的な骨格道路の整備を促進します。(図 3-8 参照)
- 市街地を東西に走る鉄道や中央自動車道により、南北の道路が分断されている箇所について、道路改良や新たなバイパス機能のある道路について検討します。
- 良好な居住環境の形成や商業・業務活動の円滑化、都市景観の形成、防災性の強化などを図るため、(都)御所の前牧田線など市街地の骨格を形成する都市計画道路の整備を促進します。(図 3-9 参照)
- 未整備区間の都市計画道路については、社会経済情勢の変化などを踏まえつつ、拠点ネットワーク型都市構造の実現に支障のない範囲で、その必要性や配置などに関する見直しを行います。

③人にやさしく歩いて楽しい交通環境の整備

- 交通バリアフリー法に基づく重点整備地区に指定されている J R 恵那駅周辺はもとより、J R 武並駅や明知鉄道の各駅、主要なバス停の周辺、幹線道路をはじめとする主要な公共施設などについては、だれもが安全に安心して移動・行動できるように、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を図ります。
- 幹線道路では歩道の設置、街路樹の充実や電線類の地中化を進めるほか、特に中山道

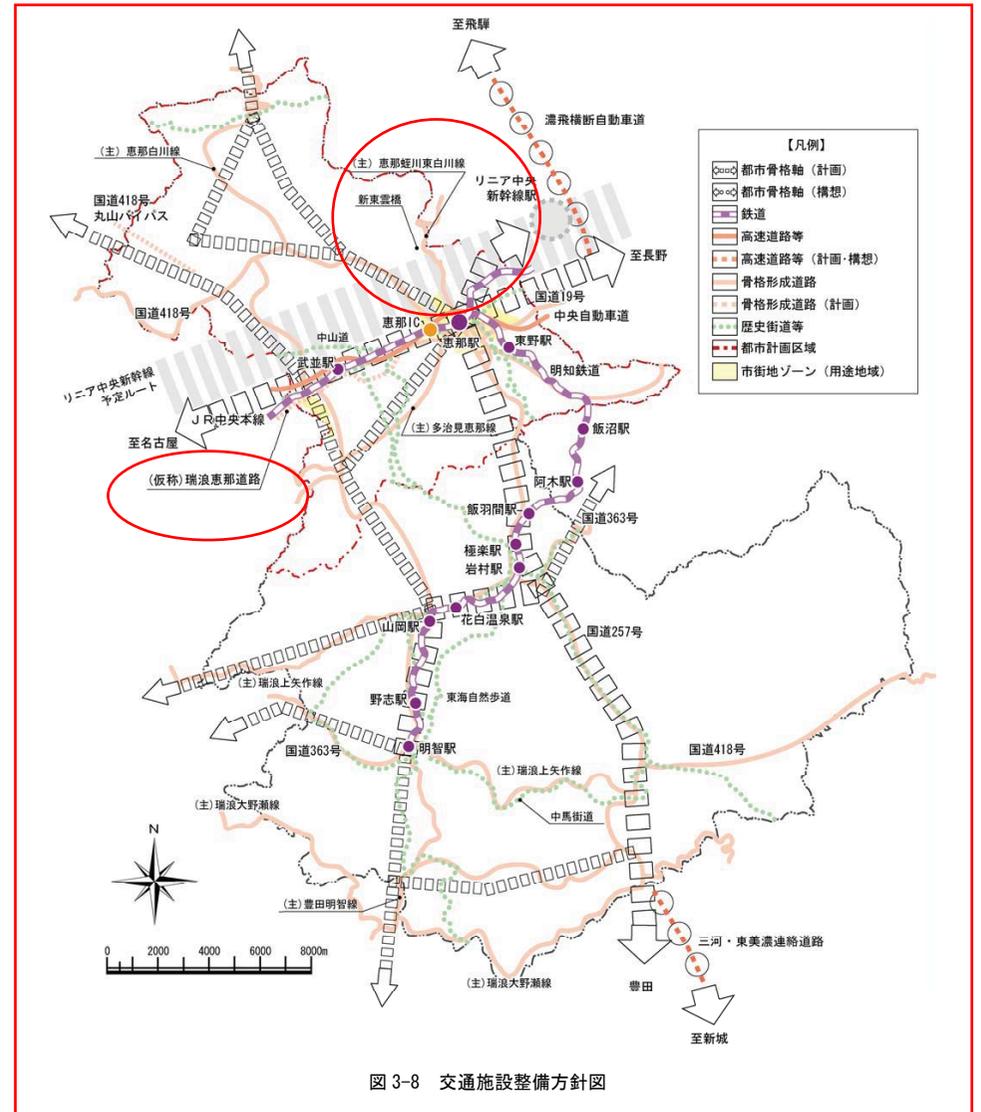
新

をはじめとする旧街道や東海自然歩道では沿道地域との一体的なまちづくりを通じた魅力的な道づくりを進めるなど、歩いて楽しい交通環境を整備します。



旧

をはじめとする旧街道や東海自然歩道では沿道地域との一体的なまちづくりを通じた魅力的な道づくりを進めるなど、歩いて楽しい交通環境を整備します。



一般住宅ゾーン

現行市街地内で、J R 恵那駅南側の中心商業地周辺などに形成されている住宅地を一般住宅ゾーンとして位置付け、住宅以外の用途の立地も許容しつつ、低層住宅を主体とした低密度でゆとりある住宅地の形成を図るとともに、基盤整備がなされた地区においては、中高層住宅の立地や幹線道路沿道などの複合的な土地利用に配慮します。

一方、(国)257号沿い(都)一般国道19号線以南)において進みつつある開発動向を踏まえ、農業政策との調整を図りながら、土地利用について検討します。

②商業系

中心商業ゾーン

旧来の商業地であるJ R 恵那駅周辺の商業ゾーンは、商業機能が停滞傾向にあるが、景観計画や中山道の歴史資産を生かした町づくりを行い、恵那市の玄関口にふさわしい整備を進め、利便性を生かした中心商業核として商業業務施設の集積を図ります。

沿道商業ゾーン

(都)恵那駅前線、(都)一般国道19号線、(都)羽根平学頭線など幹線道路沿道については、自動車利用者及び周辺居住者への利便を供するため、沿道型商業施設を誘導する沿道商業ゾーンと位置づけます。

また、沿道景観を保全するため景観計画に基づく基準を守るとともに、屋外広告物の設置についても秩序ある整備を促します。

業務ゾーン

市役所周辺には官公庁施設などが集積されており、各種行政施設が中心の業務ゾーンと位置づけし、市民への行政サービスや市民の文化活動、交流機能などの充実を図ります。

③工業系

工業ゾーン

工業ゾーンは、工場などが集積している中央自動車道恵那インターチェンジ周辺地区、阿木川沿い、雀子ヶ根地区などに位置づけられています。それらは市街地若しくはその周辺に位置し、住工混在の土地利用となっているため、工場などを工場適地に誘導する必要があります。

また、近年の環境問題に対応するため、工業機能の向上やクリーンエネルギーへの転換、敷地内や周辺の緑地化を促すと共に、地区計画などの手法も活用した土地利用を進めます。**新たに岡瀬沢地区周辺において、産業拠点として工業地区の整備を図ります。**

(2) 住宅・農地・森林共存ゾーン

市街地ゾーンの周りを取り囲むように位置づけられる住宅・農地・森林共存ゾーンについては、都市基盤整備との計画的な調整を図りつつ、無秩序な土地利用転換を抑制し、優良農地や山林の維持保全を図ります。

野尻・野畑地区については、既に都市的土地利用が行われていますが、良好な居住環境の保全や創出のため、道路、下水道などの基盤整備を進め、適切な土地利用を図り、必要に応じて用途地域の指定について、併せてアクセス道路について検討します。

(都)一般国道19号線以南の(国)257号沿いに広がる農地については、農業施策との調整を図り、開発動向も踏まえながら新たな用途地域の指定について検討します。

一般住宅ゾーン

現行市街地内で、J R 恵那駅南側の中心商業地周辺などに形成されている住宅地を一般住宅ゾーンとして位置付け、住宅以外の用途の立地も許容しつつ、低層住宅を主体とした低密度でゆとりある住宅地の形成を図るとともに、基盤整備がなされた地区においては、中高層住宅の立地や幹線道路沿道などの複合的な土地利用に配慮します。

一方、(国)257号沿い(都)一般国道19号線以南)において進みつつある開発動向を踏まえ、農業政策との調整を図りながら、土地利用について検討します。

②商業系

中心商業ゾーン

旧来の商業地であるJ R 恵那駅周辺の商業ゾーンは、商業機能が停滞傾向にあるが、景観計画や中山道の歴史資産を生かした町づくりを行い、恵那市の玄関口にふさわしい整備を進め、利便性を生かした中心商業核として商業業務施設の集積を図ります。

沿道商業ゾーン

(都)恵那駅前線、(都)一般国道19号線、(都)羽根平学頭線など幹線道路沿道については、自動車利用者及び周辺居住者への利便を供するため、沿道型商業施設を誘導する沿道商業ゾーンと位置づけます。

また、沿道景観を保全するため景観計画に基づく基準を守るとともに、屋外広告物の設置についても秩序ある整備を促します。

業務ゾーン

市役所周辺には官公庁施設などが集積されており、各種行政施設が中心の業務ゾーンと位置づけし、市民への行政サービスや市民の文化活動、交流機能などの充実を図ります。

③工業系

工業ゾーン

工業ゾーンは、工場などが集積している中央自動車道恵那インターチェンジ周辺地区、阿木川沿い、雀子ヶ根地区などに位置づけられています。それらは市街地若しくはその周辺に位置し、住工混在の土地利用となっているため、工場などを工場適地に誘導する必要があります。

また、近年の環境問題に対応するため、工業機能の向上やクリーンエネルギーへの転換、敷地内や周辺の緑地化を促すと共に、地区計画などの手法も活用した土地利用を進めます。

(2) 住宅・農地・森林共存ゾーン

市街地ゾーンの周りを取り囲むように位置づけられる住宅・農地・森林共存ゾーンについては、都市基盤整備との計画的な調整を図りつつ、無秩序な土地利用転換を抑制し、優良農地や山林の維持保全を図ります。

野尻・野畑地区については、既に都市的土地利用が行われていますが、良好な居住環境の保全や創出のため、道路、下水道などの基盤整備を進め、適切な土地利用を図り、必要に応じて用途地域の指定について、併せてアクセス道路について検討します。

(都)一般国道19号線以南の(国)257号沿いに広がる農地については、農業施策との調整を図り、開発動向も踏まえながら新たな用途地域の指定について検討します。

(3) 観光・交流拠点

恵那峡、保古の湖、阿木川ダム、東濃牧場周辺などは、周辺自然環境に配慮しつつ、自然を生かしたレクリエーション、自然学習、交流の場として位置づけます。

また、中山道沿道や大井宿については、本市の代表的な歴史資産であり、周辺の自然環境や町並みを含めて保全、活用を図ることとします。その際、町並み景観や道路など、その地域がもつ歴史的風致を最大限尊重した土地利用を行います。

施設整備の方針

(1) 交通体系

道路

中津川市に建設が予定されているリニア中央新幹線駅へのアクセス道路も含め、道路網の見直しを検討します。特に、市街地の東西に延びる鉄道や中央自動車道によって南北の道路が制約されているため、**東雲大橋**やリニア中央新幹線駅方面からの車の流入も考慮した道路改良やそれに代わるアクセス道路の整備を検討します。

慢性的な交通渋滞を起こしている（主）恵那白川線の恵那 I C 付近と、坂の上交差点付近については、恵那 I C 出入口の改良、坂の上交差点の 5 差路の解消と併せて、（都）羽根平学頭線の西神田交差点から永田橋までの道路改良を実施することにより交通渋滞の解消を図ります。

交通動線と歩行者空間を確保することにより、自動車と歩行者がともに安全で快適な道路環境づくりを行います。また、歴史的な町並みや自然景観に配慮するなど地域の個性を大切にしました道路計画、道路整備を行います。

交通広場

交通広場としてだけでなく、多目的に利用することができ、観光のまちの玄関口としてふさわしい広場として J R 恵那駅前広場を位置づけます。

鉄道

名古屋市及び長野市方面と結ぶ J R 中央本線について J R 恵那駅を通勤・通学・観光などの基幹的な交通網として位置づけし、J R 恵那駅と南部地域を結ぶ明知鉄道との乗り継ぎを改善します。

バス

J R 恵那駅や武並駅又は明知鉄道の主要駅を基点とする鉄道とバスとの乗り継ぎを改善し、利用者が利用しやすいネットワークを構築するとともに、安全に移動できるようにバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を図ります。

その他

J R 恵那駅周辺整備の一環として、パーク・アンド・ライドや駅前商店街の買い物客などの利便性を図るための施設として恵那駅西駐車場を位置づけます。

また、今後見込まれる恵那駅北側からのアクセスに対応するため恵那駅北側の土地利用について検討します。

(3) 観光・交流拠点

恵那峡、保古の湖、阿木川ダム、東濃牧場周辺などは、周辺自然環境に配慮しつつ、自然を生かしたレクリエーション、自然学習、交流の場として位置づけます。

また、中山道沿道や大井宿については、本市の代表的な歴史資産であり、周辺の自然環境や町並みを含めて保全、活用を図ることとします。その際、町並み景観や道路など、その地域がもつ歴史的風致を最大限尊重した土地利用を行います。

施設整備の方針

(1) 交通体系

道路

中津川市に建設が予定されているリニア中央新幹線駅へのアクセス道路も含め、道路網の見直しを検討します。特に、市街地の東西に延びる鉄道や中央自動車道によって南北の道路が制約されているため、**新東雲橋**やリニア中央新幹線駅方面からの車の流入も考慮した道路改良やそれに代わるアクセス道路の整備を検討します。

慢性的な交通渋滞を起こしている（主）恵那白川線の恵那 I C 付近と、坂の上交差点付近については、恵那 I C 出入口の改良、坂の上交差点の 5 差路の解消と併せて、（都）羽根平学頭線の西神田交差点から永田橋までの道路改良を実施することにより交通渋滞の解消を図ります。

交通動線と歩行者空間を確保することにより、自動車と歩行者がともに安全で快適な道路環境づくりを行います。また、歴史的な町並みや自然景観に配慮するなど地域の個性を大切にしました道路計画、道路整備を行います。

交通広場

交通広場としてだけでなく、多目的に利用することができ、観光のまちの玄関口としてふさわしい広場として J R 恵那駅前広場を位置づけます。

鉄道

名古屋市及び長野市方面と結ぶ J R 中央本線について J R 恵那駅を通勤・通学・観光などの基幹的な交通網として位置づけし、J R 恵那駅と南部地域を結ぶ明知鉄道との乗り継ぎを改善します。

バス

J R 恵那駅や武並駅又は明知鉄道の主要駅を基点とする鉄道とバスとの乗り継ぎを改善し、利用者が利用しやすいネットワークを構築するとともに、安全に移動できるようにバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を図ります。

その他

J R 恵那駅周辺整備の一環として、パーク・アンド・ライドや駅前商店街の買い物客などの利便性を図るための施設として恵那駅西駐車場を位置づけます。

また、今後見込まれる恵那駅北側からのアクセスに対応するため恵那駅北側の土地利用について検討します。

新

(2) 下水道

奥戸処理区については、供用開始面積 595.9ha であり、計画している下水道整備は概ね完了しています。今後は、昭和 54 年に供用開始した恵那市浄化センターは施設の老朽化が進んでいるため、長寿命化計画を基本に施設及び機械類の整備と水処理施設の増設を行います。

恵那峡処理区については、供用開始面積 59.0ha であり、計画している下水道整備は概ね完了しています。

(3) 公園・緑地

公園については、新たに多目的防災広場を都市計画公園として位置付け、市民の憩いの場とします。また、正家廃寺の歴史公園化について検討します。

都市計画道路については、防災性や景観に配慮した整備を行うとともに、残地などはポケットパークとするなど、道路緑地を推進します。住宅地や商業地については、住民の理解と協力を得ながら景観形成重点地区や景観形成住民協定などの指定を進めていきます。

なお、農業振興地域における農用地区域、保安林、地域森林計画対象民有林、自然公園、河川区域など各種法制度により指定等されている区域については、その趣旨により維持保全を図ります。

(4) 河川環境

市街地を流れる河川については、市民の憩いの空間でもあり、親水公園の整備などにより、市民が楽しめる空間として整備し、水辺の環境整備、河川美化活動などによりホテルが棲めるような河川環境づくりを目指します。

(5) 都市防災

災害時の避難地、拠点となる公園や公共施設、また住宅などの耐震化を促進するとともに、地域の**防災性、防犯性、安全性**の向上のため、防犯灯の設置、避難路の誘導看板の設置を行います。

防火・準防火地域を指定することにより災害に強い市街地を形成します。

(6) 景観形成

本地域は、本市の様々な機能が集積する中心市街地が形成されているとともに、中山道大井宿や恵那峡、保古の湖といった本市を代表する名所が存在します。本地域の景観形成にあたっては、規制誘導などにより、本市の“顔”として相応しい、洗練された品格のある中心市街地の景観を形成するとともに、名所の景観を良好に整えます。また、中心市街地を取り囲む農村地域においては、都市計画の適切な運用などに基づく秩序ある土地利用を促し、現状のどかな田園景観を守ります。

また、地区計画、景観計画、建築協定等による景観づくりを行います。

(7) その他の都市施設など

旧

(2) 下水道

奥戸処理区については、供用開始面積 595.9ha であり、計画している下水道整備は概ね完了しています。今後は、昭和 54 年に供用開始した恵那市浄化センターは施設の老朽化が進んでいるため、長寿命化計画を基本に施設及び機械類の整備と水処理施設の増設を行います。

恵那峡処理区については、供用開始面積 59.0ha であり、計画している下水道整備は概ね完了しています。

(3) 公園・緑地

公園については、新たに多目的防災広場を都市計画公園として位置付け、市民の憩いの場とします。また、正家廃寺の歴史公園化について検討します。

都市計画道路については、防災性や景観に配慮した整備を行うとともに、残地などはポケットパークとするなど、道路緑地を推進します。住宅地や商業地については、住民の理解と協力を得ながら景観形成重点地区や景観形成住民協定などの指定を進めていきます。

なお、農業振興地域における農用地区域、保安林、地域森林計画対象民有林、自然公園、河川区域など各種法制度により指定等されている区域については、その趣旨により維持保全を図ります。

(4) 河川環境

市街地を流れる河川については、市民の憩いの空間でもあり、親水公園の整備などにより、市民が楽しめる空間として整備し、水辺の環境整備、河川美化活動などによりホテルが棲めるような河川環境づくりを目指します。

(5) 都市防災

災害時の避難地、拠点となる公園や公共施設、また住宅などの耐震化を促進するとともに、地域の**防災性や安全性**の向上のため、防犯灯の設置、避難路の誘導看板の設置を行います。

防火・準防火地域を指定することにより災害に強い市街地を形成します。

(6) 景観形成

本地域は、本市の様々な機能が集積する中心市街地が形成されているとともに、中山道大井宿や恵那峡、保古の湖といった本市を代表する名所が存在します。本地域の景観形成にあたっては、規制誘導などにより、本市の“顔”として相応しい、洗練された品格のある中心市街地の景観を形成するとともに、名所の景観を良好に整えます。また、中心市街地を取り囲む農村地域においては、都市計画の適切な運用などに基づく秩序ある土地利用を促し、現状のどかな田園景観を守ります。

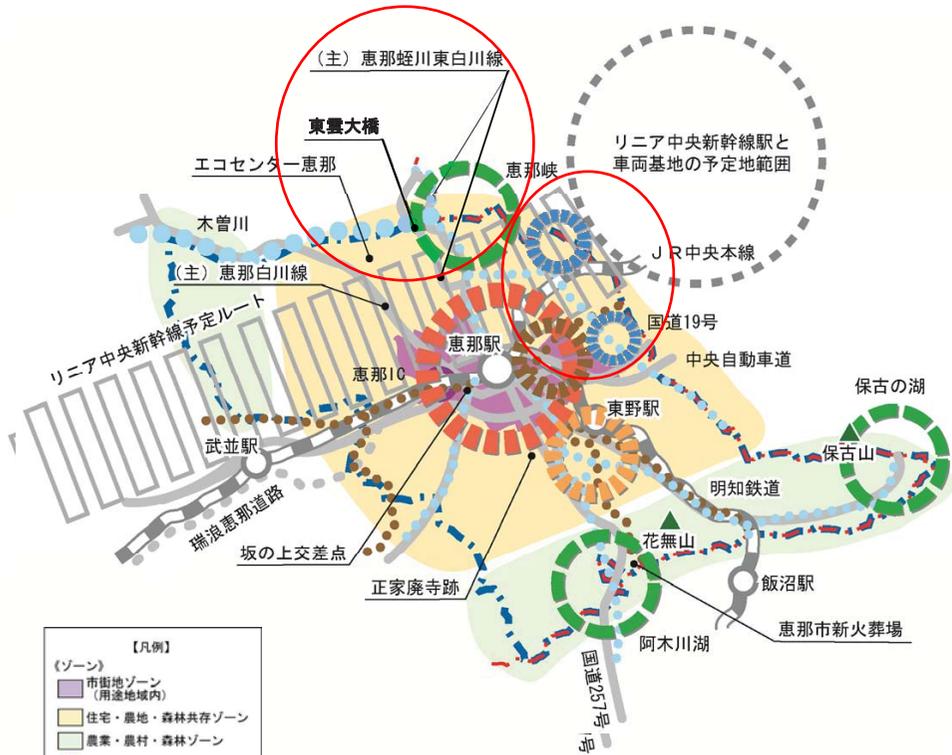
また、地区計画、景観計画、建築協定等による景観づくりを行います。

(7) その他の都市施設など

ごみ処理施設

長島町久須見地内にリサイクルセンター及び恵那市ごみ燃料化施設を整備しています。

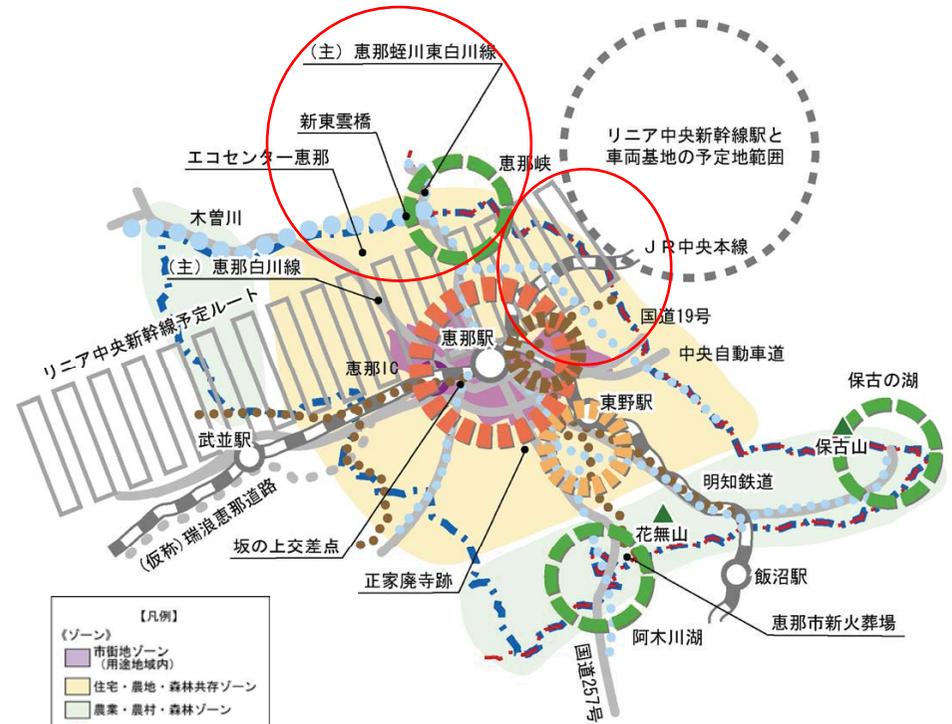
新



- 【凡例】
- 《ゾーン》
- 市街地ゾーン (用途地域内)
 - 住宅・農地・森林共存ゾーン
 - 農業・農村・森林ゾーン
 - 歴史的町並み保全ゾーン
- 《拠点》
- 都市拠点
 - 生活拠点
 - 観光・交流拠点
 - 工業拠点
- 《軸》
- 公共交通軸 (鉄道)
 - 自動車交通軸 (骨格道路)
 - 歴史的街道軸
 - 水と緑のネットワーク軸
- 《その他》
- 都市計画区域
 - 地域界

図 4-2 中央部地域の地域づくり方針図

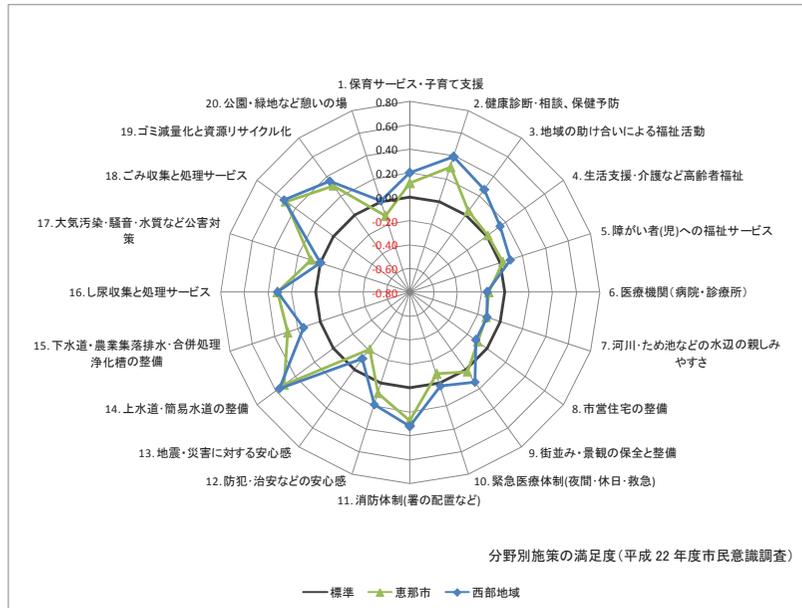
旧



- 【凡例】
- 《ゾーン》
- 市街地ゾーン (用途地域内)
 - 住宅・農地・森林共存ゾーン
 - 農業・農村・森林ゾーン
 - 歴史的町並み保全ゾーン
- 《拠点》
- 都市拠点
 - 生活拠点
 - 観光・交流拠点
 - 工業拠点
- 《軸》
- 公共交通軸 (鉄道)
 - 自動車交通軸 (骨格道路)
 - 歴史的街道軸
 - 水と緑のネットワーク軸
- 《その他》
- 都市計画区域
 - 地域界

図 4-2 中央部地域の地域づくり方針図

新



(3) 地域づくりの目標

豊かな自然と集落環境の調和を図りながら、工業拠点として適切な土地利用を促進し西部交流拠点としての地域づくりを行います。

(4) 地域づくりの方針

土地利用の方針

(1) 用途地域

①工業系

工業専用ゾーン

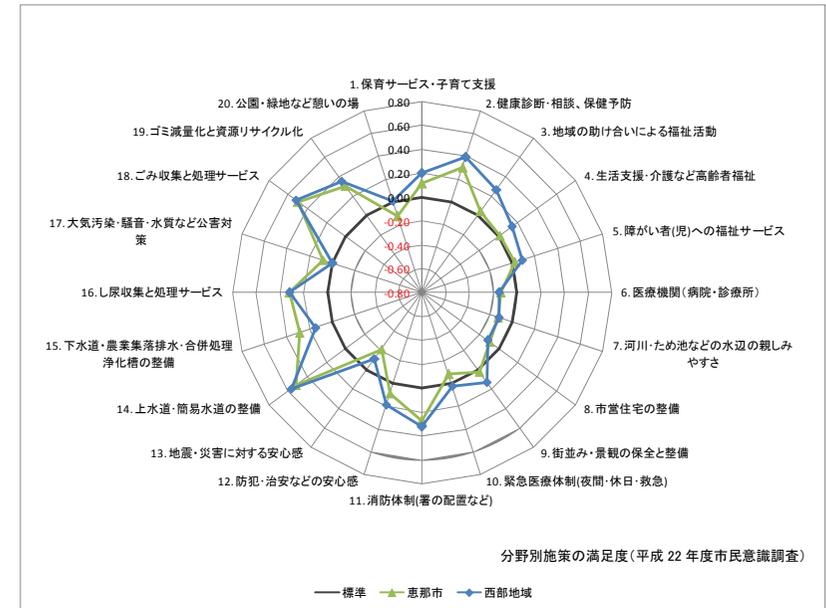
恵那テクノパークは東濃圏域における拠点工業地であり、周辺自然環境との調和を図りつつ操業環境の維持増進を図る工業拠点と位置づけます。また、南へ造成した工業用地への企業誘致を行うと共に、周辺の自然環境と調和した整備と、積極的な緑化を推進します。

さらには、将来開通する国道19号瑞浪恵那道路沿線の武並町、三郷町周辺において、商工業を基盤とした工業団地開発により工業地区の形成を図り、優良企業の誘致促進を進めます。

(2) 住宅・農地・森林共存ゾーン

J R武並駅周辺は集落も多く、今後、岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場、恵那テクノ

旧



(3) 地域づくりの目標

豊かな自然と集落環境の調和を図りながら、工業拠点として適切な土地利用を促進し西部交流拠点としての地域づくりを行います。

(4) 地域づくりの方針

土地利用の方針

(1) 用途地域

①工業系

工業専用ゾーン

恵那テクノパークは東濃圏域における拠点工業地であり、周辺自然環境との調和を図りつつ操業環境の維持増進を図る工業拠点と位置づけます。また、南へ造成した工業用地への企業誘致を行うと共に、周辺の自然環境と調和した整備と、積極的な緑化を推進します。

(2) 住宅・農地・森林共存ゾーン

J R武並駅周辺は集落も多く、今後、岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場、恵那テクノ

新

パーク及び瑞浪恵那道路の整備などを踏まえ、長期的には都市的土地利用を検討するゾーンと位置づけます。生活拠点については公共交通の利便性の向上を図り、特色ある地域の拠点を創出します。

三郷地区については、中央アルプスが望める田園景観と、古墳などの歴史資源を生かした土地利用を進めます。

農地については、自然な田園風景を保全し、他の利用区分への転換が計画的に調整された土地を除き、優良農地の維持保全に努めます。

(3) 農業・農村・森林ゾーン

農業・農村・森林ゾーンについては、計画的に農業基盤整備を推進し農林業の活性化を図りつつ休耕田の活用を検討し、農地や森林の保全に努めます。

(4) 観光・交流拠点

道の駅らっせいみさと、岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場、寿老の滝周辺については、周辺の自然環境に配慮しつつ、地域の交流の核として位置づけます。

中山道や下街道、東海自然歩道については、貴重な歴史・文化資産であり周辺の自然環境とともに保全、活用の推進を図ります。

施設整備の方針

(1) 交通体系

道路

新たに計画される瑞浪恵那道路については、計画されているリニア中央新幹線の駅へのアクセス道、新たな交流軸としての役割が期待されています。(都)一般国道19号線については、瑞浪恵那道路の開通に伴い地域の道路としての役割が増していきます。この道路へのJR武並駅、岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場、恵那テクノパーク、三郷町や南部地域などからのアクセス道の検討を行いながら、地域の利便性の向上と活性化を推進します。また、交通動線と歩行者空間を確保することにより、自動車と歩行者がともに安全で快適な道路環境づくりを行います。

交通広場

JR武並駅周辺においては、JR武並駅南部の交通利便性の向上を図るためJR武並駅南改札口を整備しています。

鉄道

名古屋市及び中津川市方面と結ぶJR中央本線についてJR武並駅を通勤・通学などの基幹的な交通網として位置づけます。

(2) 下水道

竹折処理区については、供用開始面積48.4haであり、計画している下水道整備は完了しています。

旧

パーク及び(仮称)瑞浪恵那道路の整備などを踏まえ、長期的には都市的土地利用を検討するゾーンと位置づけます。生活拠点については公共交通の利便性の向上を図り、特色ある地域の拠点を創出します。

三郷地区については、中央アルプスが望める田園景観と、古墳などの歴史資源を生かした土地利用を進めます。

農地については、自然な田園風景を保全し、他の利用区分への転換が計画的に調整された土地を除き、優良農地の維持保全に努めます。

(3) 農業・農村・森林ゾーン

農業・農村・森林ゾーンについては、計画的に農業基盤整備を推進し農林業の活性化を図りつつ休耕田の活用を検討し、農地や森林の保全に努めます。

(4) 観光・交流拠点

道の駅らっせいみさと、岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場、寿老の滝周辺については、周辺の自然環境に配慮しつつ、地域の交流の核として位置づけます。

中山道や下街道、東海自然歩道については、貴重な歴史・文化資産であり周辺の自然環境とともに保全、活用の推進を図ります。

施設整備の方針

(1) 交通体系

道路

新たに計画される(仮称)瑞浪恵那道路については、計画されているリニア中央新幹線の駅へのアクセス道、新たな交流軸としての役割が期待されています。(都)一般国道19号線については、(仮称)瑞浪恵那道路の開通に伴い地域の道路としての役割が増していきます。この道路へのJR武並駅、岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場、恵那テクノパーク、三郷町や南部地域などからのアクセス道の検討を行いながら、地域の利便性の向上と活性化を推進します。また、交通動線と歩行者空間を確保することにより、自動車と歩行者がともに安全で快適な道路環境づくりを行います。

交通広場

JR武並駅周辺においては、JR武並駅南部の交通利便性の向上を図るためJR武並駅南改札口を整備しています。

鉄道

名古屋市及び中津川市方面と結ぶJR中央本線についてJR武並駅を通勤・通学などの基幹的な交通網として位置づけます。

(2) 下水道

竹折処理区については、供用開始面積48.4haであり、計画している下水道整備は完了しています。

新

(3) 公園・緑地

道路整備の残地や、スペースを生かしてポケットパーク的な整備を行います。
農地や森林については、基本的に保全を図ることとします。

(4) 河川環境

地域内を流れる河川については、水辺の環境整備、河川美化活動などにより河川環境の向上を図ります。

(5) 都市防災

地域の**防災性、防犯性、安全性**の向上のため、防犯灯、避難路の誘導看板の設置を行います。

(6) 景観形成

本地域は、中央アルプスを眺望できる丘陵地の雄大な田園景観に特徴があり、遠方の山並みへの眺望の前景となる伸びやかでまとまりある農地景観を守っていきます。また、J R中央本線や中央自動車道、国道 19 号が通る本地域は、名古屋方面からの本市の玄関口となります。そのため、建築物や屋外広告物などの規制誘導により、人々を気持ちよく迎え入れる良好な沿道・沿線景観を形成していきます。

(7) その他の都市施設など

し尿処理施設

武並町藤地内のし尿処理場（藤花苑）にて、適切にし尿処理を行います。

旧

(3) 公園・緑地

道路整備の残地や、スペースを生かしてポケットパーク的な整備を行います。
農地や森林については、基本的に保全を図ることとします。

(4) 河川環境

地域内を流れる河川については、水辺の環境整備、河川美化活動などにより河川環境の向上を図ります。

(5) 都市防災

地域の**防災性や安全性**の向上のため、防犯灯、避難路の誘導看板の設置を行います。

(6) 景観形成

本地域は、中央アルプスを眺望できる丘陵地の雄大な田園景観に特徴があり、遠方の山並みへの眺望の前景となる伸びやかでまとまりある農地景観を守っていきます。また、J R中央本線や中央自動車道、国道 19 号が通る本地域は、名古屋方面からの本市の玄関口となります。そのため、建築物や屋外広告物などの規制誘導により、人々を気持ちよく迎え入れる良好な沿道・沿線景観を形成していきます。

(7) その他の都市施設など

し尿処理施設

武並町藤地内のし尿処理場（藤花苑）にて、適切にし尿処理を行います。

新



図 4-4 西部地域の地域づくり方針図

【凡例】

| |
|----------------|
| (ゾーン) |
| 市街地ゾーン (用途地域内) |
| 住宅・農地・森林共存ゾーン |
| 農業・農村・森林ゾーン |
| 歴史的町並み保全ゾーン |
| (拠点) |
| 都市拠点 |
| 生活拠点 |
| 観光・交流拠点 |
| 工業拠点 |
| (軸) |
| 公共交通軸 (鉄道) |
| 自動車交通軸 (骨格道路) |
| 歴史的街道軸 |
| 水と緑のネットワーク軸 |
| (その他) |
| 都市計画区域 |
| 地域界 |

旧



図 4-4 西部地域の地域づくり方針図

【凡例】

| |
|----------------|
| (ゾーン) |
| 市街地ゾーン (用途地域内) |
| 住宅・農地・森林共存ゾーン |
| 農業・農村・森林ゾーン |
| 歴史的町並み保全ゾーン |
| (拠点) |
| 都市拠点 |
| 生活拠点 |
| 観光・交流拠点 |
| 工業拠点 |
| (軸) |
| 公共交通軸 (鉄道) |
| 自動車交通軸 (骨格道路) |
| 歴史的街道軸 |
| 水と緑のネットワーク軸 |
| (その他) |
| 都市計画区域 |
| 地域界 |

新

地区の黒豆など地域特性を生かした農作物の農業基盤整備を推進するとともに、坂折棚田などの美しい自然景観や田園風景を保全し、「農」と親しむ居住環境や交流の場の充実を図ります。また、グリーンピア恵那跡地の有効活用を図るため、栗園の造成などの取り組みを推進します。地域に自生する天然記念物に指定されているヒトツバタゴなど貴重な植物を保護します。

(3) 観光・交流拠点

飯地高原や笠置山周辺については、周辺の自然環境に配慮しつつ、レクリエーション、自然学習、交流の場として位置づけます。

施設整備の方針

(1) 交通体系

道路

(国) 418号丸山バイパスの早期整備を**促進**します。交通動線と歩行者空間を確保することにより、自動車と歩行者がともに安全で快適な道路環境づくりを行います。

(2) 公園・緑地

ウォーキングなどに活用できるよう古道(土の道)の復活(整備)を検討します。道路整備の残地や、スペースを生かしてポケットパーク的な整備を行います。農業振興地域における農用地区域、保安林、地域森林計画対象民有林、河川区域、**自然公園**など各種法制度により指定がされている区域については、その趣旨により維持保全を図ります。

(3) 河川環境

地域内を流れる河川については、水辺の環境整備、河川美化活動などにより河川環境の向上を図ります。

(4) 都市防災

地域の**防災性、防犯性、安全性**の向上のため、防犯灯の設置、避難路の誘導看板の設置を行います。一方、浸水被害や山林の崩壊を防止するため、河川の整備や山林の手入れ、保安林の整備促進について国、県と連携して進めます。

(5) 景観形成

本地域は、棚田に代表される山地・丘陵地の特色ある田園景観が展開しており、自然豊かな木曾川や笠置山といった自然景観、眺望景観に恵まれています。本地域の景観形成においては、本市を代表するような田園景観、農業景観を地域のシンボルとして位置づけるとともに、笠置山や木曾川といった恵まれた自然景観、眺望景観を最大限に生かしていきます。

旧

地区の黒豆など地域特性を生かした農作物の農業基盤整備を推進するとともに、坂折棚田などの美しい自然景観や田園風景を保全し、「農」と親しむ居住環境や交流の場の充実を図ります。また、グリーンピア恵那跡地の有効活用を図るため、栗園の造成などの取り組みを推進します。地域に自生する天然記念物に指定されているヒトツバタゴなど貴重な植物を保護します。

(3) 観光・交流拠点

飯地高原や笠置山周辺については、周辺の自然環境に配慮しつつ、レクリエーション、自然学習、交流の場として位置づけます。

施設整備の方針

(1) 交通体系

道路

新東雲橋(国) 418号丸山バイパスの早期整備を**促進**します。交通動線と歩行者空間を確保することにより、自動車と歩行者がともに安全で快適な道路環境づくりを行います。

(2) 公園・緑地

ウォーキングなどに活用できるよう古道(土の道)の復活(整備)を検討します。道路整備の残地や、スペースを生かしてポケットパーク的な整備を行います。農業振興地域における農用地区域、保安林、地域森林計画対象民有林、河川区域など各種法制度により指定がされている区域については、その趣旨により維持保全を図ります。

(3) 河川環境

地域内を流れる河川については、水辺の環境整備、河川美化活動などにより河川環境の向上を図ります。

(4) 都市防災

地域の**防災性や安全性**の向上のため、防犯灯の設置、避難路の誘導看板の設置を行います。一方、浸水被害や山林の崩壊を防止するため、河川の整備や山林の手入れ、保安林の整備促進について国、県と連携して進めます。

(5) 景観形成

本地域は、棚田に代表される山地・丘陵地の特色ある田園景観が展開しており、自然豊かな木曾川や笠置山といった自然景観、眺望景観に恵まれています。本地域の景観形成においては、本市を代表するような田園景観、農業景観を地域のシンボルとして位置づけるとともに、笠置山や木曾川といった恵まれた自然景観、眺望景観を最大限に生かしていきます。

新

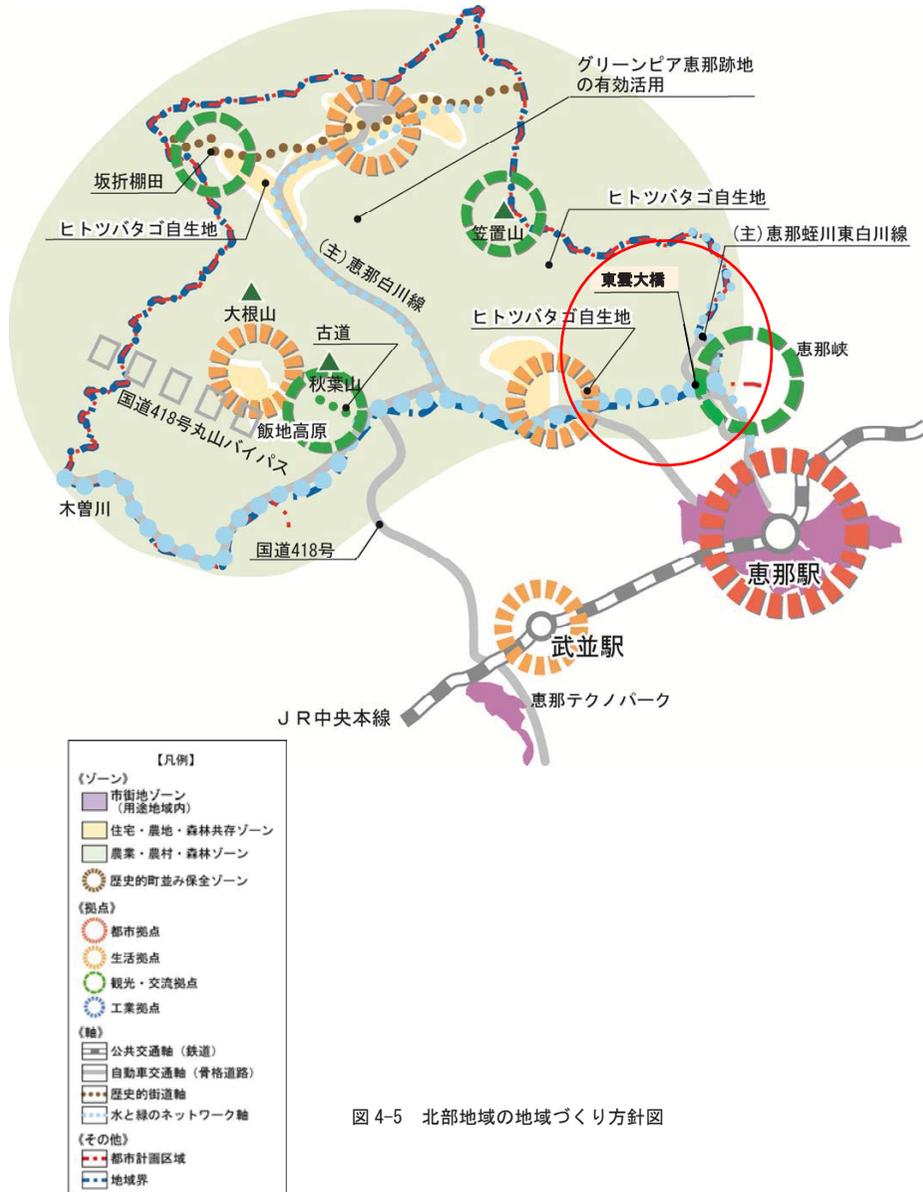


図 4-5 北部地域の地域づくり方針図

旧

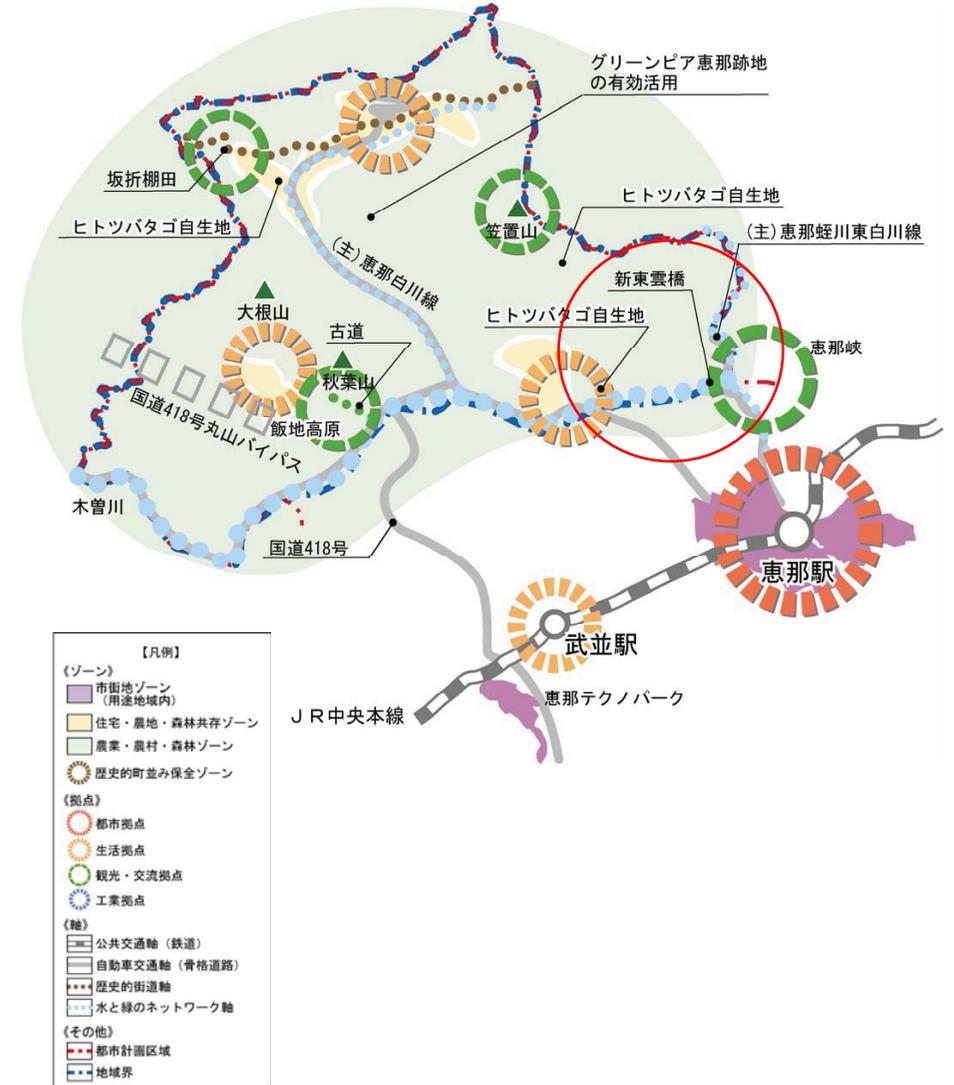


図 4-5 北部地域の地域づくり方針図

新

(3) 公園・緑地

公園については、地域の憩いの場としてだけでなく周辺も含めてウォーキングができるなど気持ちの良い空間として活用していきます。

なお、農業振興地域における農用地区域、保安林、地域森林計画対象民有林、緑地環境保全地域、河川区域など各種法制度により指定されている区域については、その趣旨により維持保全を図ります。

(4) 河川環境

地域内を流れる河川については、水辺の環境整備、河川美化活動などにより河川環境の向上を図ります。

(5) 都市防災

地域の**防災性、防犯性、安全性**の向上のため、防犯灯、避難路の誘導看板の設置を行います。

一方、浸水被害や山林の崩壊を防止するため、河川の整備や山林の手入れ、保安林の整備促進、急傾斜地の崩壊対策を国、県と連携して進めます。

(6) 景観形成

本地域は、緑豊かな森林、清らかな川の流れ、山の緑に囲まれたダム湖といった自然景観を持つ串原や上矢作町、岩村城下町や農村景観日本一の富田地区がある岩村町、大正ロマンの町明智町、里山の風景がよい山岡町など、さまざまな個性ある景観が形成されています。それぞれの地域個性を生かしつつ、明知鉄道や、道路、河川などでつなぎ、地域として更に景観の保全や、活用を図ります。

旧

(3) 公園・緑地

公園については、地域の憩いの場としてだけでなく周辺も含めてウォーキングができるなど気持ちの良い空間として活用していきます。

なお、農業振興地域における農用地区域、保安林、地域森林計画対象民有林、緑地環境保全地域、河川区域など各種法制度により指定されている区域については、その趣旨により維持保全を図ります。

(4) 河川環境

地域内を流れる河川については、水辺の環境整備、河川美化活動などにより河川環境の向上を図ります。

(5) 都市防災

地域の**防災性や安全性**の向上のため、防犯灯、避難路の誘導看板の設置を行います。

一方、浸水被害や山林の崩壊を防止するため、河川の整備や山林の手入れ、保安林の整備促進、急傾斜地の崩壊対策を国、県と連携して進めます。

(6) 景観形成

本地域は、緑豊かな森林、清らかな川の流れ、山の緑に囲まれたダム湖といった自然景観を持つ串原や上矢作町、岩村城下町や農村景観日本一の富田地区がある岩村町、大正ロマンの町明智町、里山の風景がよい山岡町など、さまざまな個性ある景観が形成されています。それぞれの地域個性を生かしつつ、明知鉄道や、道路、河川などでつなぎ、地域として更に景観の保全や、活用を図ります。

2 制度活用による計画推進

(1) 関係法令の運用

○都市計画マスタープランに示した将来像を実現するために、都市計画法をはじめとする関係法令の制度を地域の実情に合わせて、住民合意を進めながら適切に運用していきます。

(2) 地区計画などの積極的な活用

○良好な住環境の保全や**防犯・防災**まちづくり、住環境の改善などを地域が中心となって進めていくために、地区計画を積極的に活用します。また、地区計画を活用しやすくするため、市民のまちづくり意識の向上や市民に対するまちづくり情報の提供を積極的に進めます。

○近年、まちづくりへの関心が高まる中で、その手段としての都市計画に対する関心が高まっており、まちづくり協議会等の地域住民が主体となったまちづくりに関する取り組みが多く行われるようになってきている。このような動きを踏まえて、地域のまちづくりに対する取り組みを今後の都市計画行政に取り込んでいくため、地域住民の都市計画に対する能動的な参加を促進することとし、住民又はまちづくり団体からの都市計画の決定等の提案に係る手続きを整備します。

(3) 各種事業手法の活用による財源確保

○事業実施の財源確保のために、国や県における補助事業など各種制度の動向を把握し、適切な活用を進めます。また、施設整備に当たって民間の活力なども必要に応じて研究していきます。

2 制度活用による計画推進

(1) 関係法令の運用

○都市計画マスタープランに示した将来像を実現するために、都市計画法をはじめとする関係法令の制度を地域の実情に合わせて、住民合意を進めながら適切に運用していきます。

(2) 地区計画などの積極的な活用

○良好な住環境の保全や**防災**まちづくり、住環境の改善などを地域が中心となって進めていくために、地区計画を積極的に活用します。また、地区計画を活用しやすくするため、市民のまちづくり意識の向上や市民に対するまちづくり情報の提供を積極的に進めます。

○近年、まちづくりへの関心が高まる中で、その手段としての都市計画に対する関心が高まっており、まちづくり協議会等の地域住民が主体となったまちづくりに関する取り組みが多く行われるようになってきている。このような動きを踏まえて、地域のまちづくりに対する取り組みを今後の都市計画行政に取り込んでいくため、地域住民の都市計画に対する能動的な参加を促進することとし、住民又はまちづくり団体からの都市計画の決定等の提案に係る手続きを整備します。

(3) 各種事業手法の活用による財源確保

○事業実施の財源確保のために、国や県における補助事業など各種制度の動向を把握し、適切な活用を進めます。また、施設整備に当たって民間の活力なども必要に応じて研究していきます。